

平成26年第2回奈井江町議会定例会

平成26年6月17日（火曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議長諸般報告

1. 会務報告

2. 議会運営委員会報告

3. 委員会所管事務調査報告

4. 例月出納定例検査報告

第4 行政報告（町長、教育長）

第5 町政一般質問（通告順）

第6 報告第1号 平成25年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

第7 報告第2号 奈井江町第5期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について

第8 議案第5号 奈井江町交流プラザみなクルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第1号 平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）

第10 議案第2号 平成26年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

第11 議案第3号 平成26年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第12 議案第4号 平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）

第13 請願第1号 規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書

第14 請願第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願書

○ 出席議員（10名）

1番 遠藤 共子

2番 石川 正人

3番 三浦 きみ子

4番 大矢 雅史

5番 森岡 新二

6番 森 繁雄

7番 笹木 利津子

8番 森山 務

9番 鈴木 一男

10番 堀 松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北	良	治									
副	町	長	三	本	英	司							
教	育	長	萬	博	文								
会	計	管	理	者	篠	田	茂	美					
ま	ち	づ	く	り	課	長	相	澤	公				
く	ら	し	と	財	務	課	長	小	澤	克	則		
ふ	る	さ	と	振	興	課	長	碓	井	直	樹		
お	も	い	や	り	課	長	馬	場	和	浩			
ま	ち	な	み	課	長	大	津	一	由				
健	康	ふ	れ	あ	い	課	長	小	澤	敏	博		
や	す	ら	ぎ	の	家	施	設	長	表	久	義		
教	育	次	長	山	崎	静							
く	ら	し	と	財	務	課	長	補	佐	秋	葉	秀	祐
教	育	委	員	長	堀	美	鈴						
農	業	委	員	会	会	長	桑	島	雅	憲			
代	表	監	査	委	員	中	野	浩	二				

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	岩	口	茂
庶	務	係	長	栗	山	ひろみ		

（10時00分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第2回の定例会出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で定足数に達しておりますので、平成26年奈井江町議会第2回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番三浦議員、4番大矢議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から19日までの3日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から19日までの3日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

(10時02分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、改めて、おはようございます。

第2回定例会出席大変ご苦労さまでございます。

本定例会までに、議会運営委員会を開催致しておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。

委員会開催日平成26年3月14日、調査事項は、第1回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容と致しましては、①追加議案についてでございます。

2つ目と致しまして、委員会開催日平成26年4月23日。調査事項は、第1回臨時会に関する議会運営についてでございます。調査内容と致しまして、①会期及び議事日程について、②議案審議についてでございます。

3番目と致しまして、委員会開催日、平成26年6月11日でございます。調査事項は、第2回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容と致しまして、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④推薦議案について、⑤請願、意見案、陳情、要請等の取扱いについて、⑥会議案等について、⑦町政懇談会の取組について、⑧都市計画審議会委員の推薦についてでございます。

以上、今定例会前に、議会運営委員会を開催しておりますので、ご報告を申し上げます。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時04分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

本年3月第1回定例会において付託されました調査事項を終了致しておりますので、報告致します。

委員会開催日4月17日、調査事項、調査第1号「職員の給与と業務体制について」

まちづくり課長、総務主幹、総務係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行い検討しました。

調査内容としましては、1. 職員の給与については、職員の給与体系、給料、職員手当、職員給与費の状況。2. 職員の業務体制については、職員数の推移、組織機構。3. 職員福利厚生会について、4. 職員給料の昇給についてであります。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、一般職の事務職員において、40歳代から50歳代の職員構成比が約80%であり、男女別では、男性の割合が72%、女性が28%であること

が報告された。

今後においても年齢構成のバランスを考慮した採用計画と共に、新たな再任用制度的確な取組み、年齢や性別を問わず、これまで以上に活躍できる仕組みについて配慮願いたい。

これまで、厳しい財政状況に対応して行政運営が進められてきたところである。今後において、町の施策・事業についての効果、効率性などを点検し評価することで、これまで以上の改善・改革につなげるために、事業評価の導入について検討願いたいというものであります。

次に、委員会開催日4月24日、調査事項、調査第2号「農業委員会の所管事務について」

農業委員会事務局長、事務局次長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行い検討しました。

調査内容は、1. 奈井江町の農地面積、農家戸数、農家人口について、2. 農地法第3条・第4条・第5条の承認件数と面積について、3. 農業経営基盤強化促進法利用権設定促進事業について、4. 賃借料水準（10aあたり）について、5. 農業者年金関係について、6. 農地中間管理事業についてであります。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望としまして、農家戸数の減少と共に、農業者の高齢化、米政策の見直しなど農業情勢は大変厳しい状況にある。

農業委員会として引き続き、担い手への円滑な利用集積、農地流動化の促進など経営基盤の強化に尽力願いたい。

新たな制度である農地中間管理事業については、農業者に有効活用されるよう期待するところである。

農業者年金では、今後とも制度の周知、加入の促進などに向けて努力願いたいというものであります。

次に、委員会開催日5月13日、調査事項、調査第3号「公民館・文化ホールの管理運営について」（現地調査含む）

教育次長、文化振興主幹の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容としましては、1. 公民館利用状況・使用料徴収状況について、2. 文化ホール利用状況・使用料徴収状況について、3. 郷土館利用者状況について、4. 陶芸センター利用状況について、5. 定期利用団体の推移について、6. 委託費（平成25年度）について、7. 文化ホールについては、大規模改修、文化ホール事業運営委員会、コンチェルトホール（音楽ホール）利用状況、文化ホール自主事業、文化ホール後援事業、事業実施結果、自主事業費についてであります。

資料は、別紙のとおりとなっております。

意見・要望としまして、公民館・文化ホールは、町民にとって最も身近な学習拠点として、また優れた文化や芸術の鑑賞できる貴重な社会資源です。

今後とも、町民の要望に応え、施設をより生かしながら利用しやすい施設運営を図る

ようお願いしたい。

文化ホール自主事業においては、多様なジャンルを取り入れ集客向上のための工夫がみられる。引き続きホールのコンセプトを生かした企画と共に、気軽に楽しめる事業などが継続的に開催され、芸術文化の振興が図られるよう望むものであるというものです。

次に、委員会開催日5月21日、調査事項、調査第4号「使用料及び手数料について」

くらしと財務課長、財政係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行い検討しました。

調査内容は、1. 使用料、手数料について、2. 使用料、手数料の現状については、・条例等による規定、・使用料等収入の状況、・使用料等の設定方法・減免制度の有無及びその内容、3. 消費税増税分見込みについてであります。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望としまして、現行の使用料において、施設等の公共性を十分考慮し、町民にとって利用しやすい設定となっており、より一層の利用拡大が図られるよう期待するものである。

今後、公共施設使用料の改定に当たっては、引き続き町民・利用者への十分な説明や協議などと共に、各施設の利用状況を勘案するなど、有効利用されるよう努めて頂きたいというものであります。

以上、常任委員会の報告と致します。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時12分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第2回定例会、大変ご苦労さまでございます。

平成26年第1回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まちづくり課関係でございますが、4月9日、春の交通安全町民大会が実施されました。

多くの町民、関係者にご参加を頂いた中、開催されましたが、春の交通安全運動最終日に、たいへん痛ましい死亡事故がございました。交通死亡事故ゼロ連続日数が1,674日で途絶えました。

改めて交通ルールの遵守、交通マナーの徹底を訴えながら、「事故のない、安心安全なまちづくり」を1日1日積み上げて参りたいと考えております。

次に、行政報告に記載がありませんが、5月7日、定住対策事業の一環と致しまして実施致しました「住宅リフォーム助成事業」の受付を行いました。

当初の予定では、50名分の受付を行う予定でありましたが、予定数を上回る63名の方から申請を受けまして、最終的に全員分の受理をしたところでございます。

申請ベースで申し上げますと、助成額としては1,096万円、また工事の見積もり金額、いわゆる経済効果と致しましては6,860万円になるものと試算を致しているところでございます。

16日には、北海道住電精密(株)ほか、立地企業2社にご協力を頂き「住みたい町ないえづくりプロジェクト会議」を開催致しました。

私も直接、企業に勤める若い社員の方たちのご意見を伺ってきたところであります。

今後の定住施策の立案に向け、参考にして参りたいと考えているところでございます。

21日には、防災会議を開催しております。

東日本大震災等を経て、国の災害対策基本法、道の防災計画に大幅な改正がなされましたので、本町の防災計画についても、大幅な改定を行ったところであります。

5月22日には、奈井江町社会福祉協議会と「高齢者等支え愛名簿に関する協定の締結」を行いました。

現在、まちづくり課において作成した名簿を、社会福祉協議会を窓口として地域に提供致しまして、個人4情報以外の情報を網羅する「支え愛名簿」の作成に取り組んで頂いているところであります。

6月4日、5日の両日、北海道町村会の役員の一員として、中央実行運動を行って参りました。

各省庁、道内選出の国会議員の皆さんに対して、各般にわたる要請を行って参りましたが、私から特に申し上げたことは、「道州制に関する緊急要望について」であります。

本町議会におきましても、昨年(平成25年)の第3回定例会において、「道州制導入に断固反対す

る」意見書の提出がなされたところでありますが、「道州制の導入により市町村合併が更に推し進められれば、農山漁村など、地域全体の活力の衰退に繋がるもの」として、「法案提出を見送るなど、慎重に対処されるよう」強く要望を行ってきたところであります。

次に、ふるさと振興課関係について、申し上げますが、5月25日、芝桜まつりに出席しております。

住電精密さんなど立地企業のご家族の皆さんはもとより、多くの町民が訪れまして、盛会な中に開催されたところであります。

「奈井江町の3大祭りとして定着したなあ」との感を受けたところであります。

当日は、2年ぶりに住友電工本社の松本社長以下、幹部の皆さんも大勢来町されまして、各般にわたる意見交換もさせて頂いたところであります。

以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

(10時18分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第2回定例会の出席大変ご苦労さまでございます。

お手元の教育行政報告書より、2点についてご報告を申し上げたいと思います。

まず1点目は、4月2日の教職員辞令交付式、並びに7日の小・中学校の始業式・入学式に係わりまして、平成26年度の小・中学校の学級編成、教職員の配置についてご報告を申し上げたいと思います。

奈井江小学校の児童数は、新入学生33名を含めまして、全校生徒233名で、前年度より20名の減となります。

普通学級9学級、特別支援学級5学級の学級編成であります。

教職員の配置については、小林教頭が新十津川小学校に転出をされまして、後任に住友赤平小学校より、樋口教頭をお迎えをし、一般教諭では、学級数の減少等に伴う過員の解消、少人数学級の実現に伴う町費期限付き教諭の配置、特別支援教育支援員、学校事務員、用務員合わせまして、昨年度より2名減の25名の教職員体制となったものでございます。

次に、奈井江中学校の生徒数は、新入学生54名を含め、全校生徒168名で、前年度より5名の増となり、普通学級6学級、特別支援学級2学級と、前年度と同様の学級編成であります。

教職員の配置では、校長・教頭は変わりなく、一般教諭7名の転出、転入で、英語指導助手、学校事務員、用務員、合わせまして、前年度と同様の21名の教職員体制であります。

次に、2点目は、4月23日開催の「公立高等学校配置計画地域別検討協議会」についてでございます。

席上、発言の機会を得まして、小規模校ながら、奈井江商業高校の特色ある学校運営と、その取り組みの一端を、ご紹介を申し上げ、本校の必要性について、申し上げたところでございます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時21分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いします。

それでは一般質問を始めます。

(1. 3番三浦議員の質問・答弁)

(10時22分)

●議長

3番三浦議員。

(3番 登壇)

●3番

おはようございます。

まず最初に、教育委員会の制度を大きく変える、地方教育行政法の改定について、はじめに教育長に質問致します。

なお、この法案については、6月13日に自民党と公明党の賛成多数で可決成立しましたので、質問通告の概要と一部変わることをご了承下さい。

まず、地方教育行政法の改定のポイントですが、国の方針を基に、首長、奈井江町でいえば町長ですけれども、その町長主導で定める「大綱的な方針」に即して、これまた町長主導の「総合教育施策会議」において、「教育に関する大綱的な方針」を策定し、

現在の教育委員長職と教育長職を兼ね備えた新しい形の「教育長」にその実施責任を負わせるといふものです。

この新しい形の教育長は、町長が議会の同意を得て決定し、教育委員会事務局のトップである教育長と教育委員会の代表である教育委員長とを兼ねるポストですから、今までであった教育委員長は廃止になります。

また、今まで、教育委員会は教育長を任命したり、罷免したりする権利を持っていましたが、これがなくなり、教育長以下、教育委員会事務局を指揮、監督する権利もなくなります。

これが、今国会で成立した法案の骨子です。

そもそも、「教育委員会制度」というのは、第二次世界大戦後、教育行政を誰が統制するかという問題に対する答えとして誕生したものです。

戦前の教育行政は、国家を頂点とした中央集権制度のもとに置かれ、教育の自由や自主性は厳しく抑圧され、教育勅語を中心に、国民は天皇の家来、天皇のために命を投げ出すのが最高の道徳と子供たちに教え、国民を戦争に駆り立てた、その歴史を反省して、戦後の教育行政は中央政府にではなく、地方自治の下に置くことになりました。

しかし、それだけでは教育が知事や市町村長あるいはそのバックにある政治勢力の利害で歪む危険性があるという心配から、教育行政は、知事や市町村長から独立させ、住民が選挙で選んだ数人の教育委員に委ねることにしたわけです。

ただこの教育委員の公選制については、1956年に廃止され、それ以降は、知事や市町村長が議会の承認を得て決めることになっていますが、教育行政を一般行政から独立させるという仕組みは、今回の改定まで続いていました。

そもそも今回の教育委員会改革は、大津市のいじめ事件で、教育委員会による隠ぺいを大きな論拠にしていますが、あの事件を調べた、第三者委員会の報告によると、いじめによる自殺は2011年10月に起き、その直後、「いじめが関係しているのではないか」という保護者の求めに応じて、生徒アンケートを実施したら、その中に自殺の練習や、金品の強要など自殺に繋がるような情報があった。

ところが市の教育委員会事務局は、いじめの背景調査を途中で打ち切り、「いじめは確認できたが、自殺との因果関係は不明」と真相にフタをしてしまった。

この隠ぺいは、教育長以下、教育委員会事務局が行ったもので、教育委員たちは蚊帳の外でした。

また、大津市の第三者委員会の報告も「教育委員会の存在意義がないのか」という問いには否と答えなければならない。本来、教育委員には、生徒の権利を保障するために、その地域の教育について積極的に意見を述べ、役割を果たすという職責があるはずであるが、これまでの長い経過の中で、そうした職責を十分に果たすことができない状況に置かれるようになった。今重要なことは、教育長以下の教育委員会事務局の独走をチェックすることであり、その一翼を担う存在としての教育委員の存在は決して小さいものではない」としています。

したがって、ここからの教訓は、教育委員会事務局を指揮・監督する教育委員の権限を強化することが必要なものであって、今回の改定は、むしろ、逆方向とされます。

子供の命にかかわる問題は、どこの地域であれ、教育委員会、市町村長、その他、地域の様々な組織によって二重三重に子供を救い、助けることが大事だと思います。

また、いじめの問題に限らず、子供や若者の育ちと学びについては、教育委員会の制度改革の前に、奈井江町でいえば「子どもの権利条例」、「奈井江町教育ビジョン」を活かして、地域住民の教育への要求を掘り起こすことなど、教育委員会を中心にまだまだやれることがあるのではないかと考えています。

そこで、教育長に質問します。

大津市をはじめ、全国的には教育委員会のあり方をめぐって、様々な論議が起こっていることも事実ですが、現行の制度の下で奈井江町の教育行政が、今、どのような状況になっているのか、お尋ねします。

●議長 (10時29分)
教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今の三浦議員のご質問に、お答えを致します。

国では、大津市のいじめ自殺事件を契機に、対応に問題のあった学校を指導監督する立場の教育委員会が機能せず、形骸化しているなどの指摘を受け、教育委員会制度を見直す改正案を国会に提出し、先週、参議院において可決成立したところでございます。

教育委員会制度の改正に伴うご質問でございますが、当町においては、学校で問題が生じた場合には、速やかに教育委員会へ報告し、その対応策について、必要に応じ、関係機関等と協議の上、教育委員会・学校が連携をし、問題解決にあたり、迅速な対応に努めているところであり、現行制度の中にありましても、最大限の努力をしてきたところでございます。

よって、制度のいかに関わらず、今後とも、学校をはじめ、関係機関との連携を深め、奈井江町の子供たちのために、教育行政を推進することが、私どもの使命と考えてございますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

●議長 (10時30分)
三浦議員。

●3番

今、奈井江町においては、教育の現場と連携が出来ているというお答えでした。

毎年ですけれども、ここにあります教育委員会事務業務の点検及び評価報告というのが作成されていますが、この中に、外部評価会議の意見として、毎年、教育委員による学校現場への視察を引き続き実施して頂くと共に、ということで、毎年このことは、強調されています。

制度が変わりまして、この現場に足を運び現場の意見を聞く姿勢は続けていって頂きたいと思いますが、改めてもう一度教育長にその点を確認したいと思います。

●議長 (10時31分)
教育長。

●教育長。

只今の三浦議員のご質問にお答えをさせて頂きたいと思います。

実は、明日が教育委員によります学校訪問、1日予定をさせて頂いておりますし、また、小学校、中学校の各校長も、時間があれば教育委員各位の訪問等々をお願いをされているところがございますので、今後ともそれに向けて努力をさせて頂きたいという考えでございますので、よろしくご理解のほど、お願い申し上げたいと思います
以上です。

●議長 (10時32分)
三浦議員。

●3番

次に、町長に質問致します。

現行の教育委員会制度は「政治的中立性」を保つこと、首長の交代で方針が変わらないという「継続性、安定性の確保」、また「地域住民の意向を反映」する仕組みとして有効だと考え、今後もその精神は、引き継がれるべきだと思いますが、この点について、町長のお考えを伺います。

●議長 (10時33分)
町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えしていきますが、当初の改正論議では、教育委員会の廃止も議論されていたところではありますが、私は、市町村長に全ての教育行政の権限を渡しても、全ての問題が解決されるのではなく、そういうものではない、教育の自主性と民意の反映は、大変、大切なことございまして、現行制度においても、確実に実践されてきていると、今、教育長が答弁したとおりだと思います。

なによりも、教育現場を預かる教職員と、教育委員会が連携を図りながら、このことを町長である私も意識を共有した上で、きめ細かい教育行政の推進がなされるのが最も大切であると考えていますので、ご理解を賜りたいと申し上げるところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時34分)

三浦議員。

●3番

新制度の具体的内容については、これから細かいところは、決まってくると思いますけれども、例えば、今、この議会には、教育長と教育委員長が出席されています。

制度が変わっても、例えば、議会に教育委員の代表が参加するとか、それから学校の行事にも教育長と共に教育委員会の代表が参加するというような教育現場と直に触れる機会は残すべきだと思いますが、この点、どうお考えでしょうか。

●議長

(10時35分)

町長。

●町長

全くそのとおりでございまして、私もそのように考えているところで、教育委員会の代表として、委員長と、教育長と兼ねるといってございまして、内部で話し合いを致しまして、出来るだけ、教育委員会も出席出来るように、今もそうでございまして、委員長だけでなく、教育委員も出席を頂いているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(10時35分)

三浦議員。

●3番

次々と教育の中身が変わってくる昨今なんですけれども、奈井江の子供たちが健やかに育つためによりしくお願いしたいと思います。

次に、住宅リフォーム助成について伺います。

先ほど、一般行政報告で、件数など報告されましたが、改めて、申込件数、補助金の交付金額、費用対効果について伺います。

次に、先着順という受付方法についてですが、申請の準備をしていた人の中には、「当日、たまたま通院の予約が入っていて、申請に行けなかった。でも、1日で締めきったということだったので、今回申請が出来なかった」そういう声もありました。

それから、受付順ということだったので、「早朝から庁舎前に並ぶという状況があった、ただ、高齢者になるとそれも酷である」というような声も聞きました。

それで、今後、またリフォームを取り組む時には、受付方法の改善が必要でないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、2年間、リフォーム助成がなかったので、待ちに待った施策ではなかったかと思えます。

今年、申請出来なかった人も含めて、次年度以降も続けて欲しいという声が強くなることは確かです。

そこで、次年度以降の見通しについても伺います。

●議長

(10時37分)

町長。

●町長

三浦議員の2点目の質問でございますが、「申請件数」については63件でございます。先ほども申し上げましたが、「申請金額」が1,096万円となっているところでございますので、2点目の「費用対効果」につきましては、申請のあったリフォーム工事に係る見積額の積算によりまして、約6,860万円の「経済効果がある」との試算をしているところでございます。

3点目の「受付方法について」であります。今回、過去2回のリフォーム助成の実績を勘案し、先着50名ということで募集を行ったところであります。受付当日、早朝より役場に並ぶ方が多数おられ、議員のおっしゃるとおり、8時半からの受付開始を前倒して、開庁前の7時半頃より受付を開始致しました。

今回は、過去2回の経済対策という視点ではなく、定住促進の趣旨であることから、急ぎよ、申請のあった全てを受理することに致しました。

いずれにしましても、受付方法については、改善の余地があります。指摘のとおりだと思いますので、住民の意向を十分考慮しながら、検討して参りたいと、こういうふうと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

4点目の「次年度以降についてのリフォーム助成事業の継続の見通しについて」でございますが、この事業については、今回、大変多くのニーズがあり、重要な施策であるとの認識を新たに致しました。

一方で、冒頭、申し上げましたように、昨年11月、町内の人口が6千人を割る状況にあって、「他市町から通勤している立地企業の従業員の方たちにも、町内に住んでいただきたい」との思いから、『住みたい町ないえづくりプロジェクト会議』を開催致しまして、これは、会社が勤務時間中に、設定して頂きまして、私も最初に行きましたが、いずれに致しましても非常に皆さん熱心でございまして、何が必要か、どういうことがプロジェクトに盛り込んでいかなければいけないのか、ただ、今ひとつは、奈井江町の保育所の現状だとか料金だとか、そういうこと違う、聞いてびっくりする、なるほどねということもございまして、そういったことも含めて、住みたい町ないえづくりプロジェクト会議を開催して、毎回20名の方たちにお集まりを頂きながら、「どうしたら奈井江に住みたいと思うか」といった点について、3回の予定で意見交換を行っている最中でありまして。

「立地企業に勤める若い世代の方々に、1人でも多く、この奈井江町に定住していただくことを主眼に置いた定住対策」と共に、リフォーム助成事業についても、今、ご指摘のありましたように、十分検討して参りたいと、こういうふうと考えておりますので、

ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時41分)

三浦議員。

●3番

リフォーム助成制度については、今後とも検討するという事ですので、是非、続けていって頂きたいというふうをお願いしたいと思います。

あと、色々なことを、計画する時に、これからますます対象者は高齢だということを念頭において様々な施策を立てて頂きたい。

そして、その例えば受付順ひとつとっても、相手は70歳、80歳代の方も多数いるということを念頭において施策を行って頂きたいというふうをお願い致しまして、私の質問を終わります。

●議長

以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

(2. 1番遠藤議員の質問・答弁)

(10時43分)

●議長

引き続き一般質問を続けます。

1番遠藤議員。

(1番 登壇)

●1番

おはようございます。

第2回定例会ご出席大変ご苦労さまです。

今日は町長に1点質問させていただきます。

農業担い手の育成と確保についてということで、細目2点ありますので、よろしくお願ひ致します。

奈井江町の米作りも、ここ数年、優良産地として多くの高品質米の出荷をしています。また農業後継者として、この春には8名の若い世代の方が奈井江の地にUターンをしてくれました。心から嬉しく思っております。

しかしながら、高齢化により、毎年わずかに農家戸数の減少が見られ、場合によっては、あと5年、10年で農家を離農するんだと言う声が聞かれると、将来の担い手不足が気になるのと同時に心寂しく思います。

また、これまで農家戸数が減少している一方で、一戸当たりの耕地面積は、拡大され、圃場の大区画化と大幅な機械化にもなっています。

規模拡大にも限度が出てくるのではないかと思います。

また、道内、管内においても、担い手の動向を見ると高齢化が進み、若い世代が少なく、今まさに団塊の世代が多いとも言われ、奈井江町においてもそういう傾向があるのか、5年、10年先には、厳しい現実が見えてくるのではないかと思います。

今後の担い手不足の対策として、新規就農者を視野に入れた農業経営もあるのだと私は思います。

就農された方の声として、行政の受け入れ体制が整っていた。そして就農先や、研修先があった。それと同時に取得できる農地もあったという声がありました。

就農して苦労したという点も、ちょっと声がありまして、自己資金は持っているんですけど、やはり資金面での苦労と農地の確保が大変であった。そして、営農技術を取得するのがとても大変であったと同時にまた住宅の確保がもっともっと大変であったと、そういう声もありました。

これらの声を反映させて、道内一のトマトの産地、平取町では、毎年1組から2組の新規就農者を育てています。

トマト生産組合では、収量や売上の上位は、この新規就農された方が上位を占めているとの事でした。

新規参入の条件として、年齢が20歳から45歳以下の心身健康である事、また2番目に町内に就農し自立をする事、3番目として経営に対して家族の協力が得られ、夫婦で研修を受ける事、4番目に500万円以上の十分な自己資金を持参してくる事と、5番目最後に、ここでは農業支援センターがあります。ここでの研修カリキュラムを十分に受けて、十分な研修を受ける事と、こういった条件が多々ありました。

本気で農業を考えている方が集まって、良い方向に向っているようで、これらの取り組みが、定住対策にも繋がっているという報告を受けました。

奈井江町として、担い手の育成では、フレッシュミズへの育成や、学校の田植えの体験、また認定子ども園はぐくみ、子育て支援センターでの食育活動、また修学旅行生などの受け入れ、こういったことから、担い手の育成を行っていったにはおりますが、視野を広め、担い手の育成に努めていくことも重要ではないかと感じます。

奈井江町の担い手の確保では、ここ数年安定してますよという、そういうお話もありましたが、今、国の方向性も色々変動しております。将来を見た時、新たな作物の導入も含め、今の若い後継者の人達が安心して農業経営が出来るよう、今後対策が必要だと思います。

これらを踏まえ、農家戸数の減少に対する対策について、2番目に、新規就農者を視野に入れた農業経営の在り方について、町長に伺います。

●議長
町長。

(10時47分)

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員の質問にお答えして参りたいと思います。

現在、奈井江町では175の個人・法人の経営体が、約2000haの農地で、営農を行っております。

ご指摘のとおり、高齢化等によりまして、農家戸数が減少しております。

5年前の平成21年と比較致しますと26件・13%の減少となりまして、この減少傾向、農地の集積については、今後も進むものと考えております。

ただ一方で、この2年間で、今ほど遠藤議員からお話ありましたように新規就農者が誕生するなど、明るい話題もあります。

我が町の農業振興を図る上においては、こうした担い手が、やる気と希望をもって農業に従事できる環境作りが、まずは重要であると考えておりますが、これは、議員のおっしゃるとおりだと思います。

奈井江町においては、土地改良事業を積極的に進めております。

規模拡大における作業の効率化等に対応するため、レーザーレベラーの計画的整備、また更には、高島地区等において、道の普及センターから重点地区の指定を受けまして、「稲作の直播技術の普及」に努めるなど、ほ場の大区画化や規模拡大への対応が進められております。

初めて農業に従事する就農者に対しては、各自治体で、それぞれ支援策もとられておりますが、道内の自治体の中では、主要作物の花きやトマトなど、施設野菜をメインとしながら、加工施設等の利用、また地元農業団体の支援を得ながら、研修などの取り組みが行われていると聞いております。

当町においても、米の生産が主体でございますが、新規就農する場合には、一定の農地面積を所有することになるほか、機械等の設備投資や研修など、課題が多いのも現実でございます。

一方、離農や賃貸される農地等の活用に関して申し上げますと、町内では、昨年1年間に規模拡大に向けて、農地取得を目指す農業者25経営体から、面積にすると136haの取得希望がございました。

現状では、規模拡大に意欲を持たれる方も多いということも本町の傾向でありますので、当面基本的には、担い手に農地の移動を円滑に進めることが有効な対策と考えております。

しかしながら、施設野菜作りなどを希望して、個別に就農の相談がある場合には、これまで同様に、農協や生産者とも連携しながら対応して参りたいと考えております。

近年の新規就農者は、民間への就職を経た「Uターン組」が多い状況にありますが、JAと共に支援策を講じておりまして、町からは、青年就農給付金の交付を行っているところでございます。

若い農業者の日常の営農については、地域の先輩農業者の支援も必要であり、高品質米、あるいは野菜等の各生産組合に積極的に参加し、技術を高めて頂きたいと考えてお

ります。

いずれに致しましても、担い手の育成、あるいは、将来の農業に夢を持つという点については、経営の安定が基盤となります。

北海道町村会においては、「規模拡大、生産性向上、さらには、品質向上等に取り組む主業的な農業経営」に対して、支援の重点化を図るよう強く要望を続けております。

本町においては、ゆめぴりか等、高品質米の生産に対する支援に加えまして、今後、担い手に対し、どう支援を強化するか、ここが基本になると考えております。

米、野菜類の生産、さらには、酪農においても、それぞれ国の政策や市場のニーズに合わせて、農業者の対応にも変化があると思います。

担い手を中心とした強い農業を守り育てるために、農業者、農協とも連携を図りながら、農業の振興に取り組んで参りたいと思うところでございます。

また、今ほど、質問の中で、就農する場合においては、研修施設、これが必要だよと、全くそのとおりでございしますが、これらについては、町単独でやるということが非常に難しいと思いますから、広域的な取り組みだとか、道がそれに取り組んで、空知管内で、やっているところもありますけれども、そういう広域的な取り組みをどういうふうに今後生かしていくかということも合わせて考えていく必要があるんでないかなと、こう思います。

そして、言われるとおり、新規就農者といってもですね、資金が問題だということもありますから、各農業団体、農協等も含めながら、十分相談をしながら、こういったこともですね、前向きに農業を進めるといふ、新規就農をしたいという気持ちがあるということであれば、土地の問題等も、今、こういう状況でございしますから解決していただろうと、こういうふうを考えておりますから、そういったことも含めて、連携をしながら、こういった取り組みも今後、続けていきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

いずれにせよ、担い手をどう育成するかということが最大の課題だと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を頂きたいと思う次第でございします。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時55分)

遠藤議員。

●1番

先ほど町長からの前向きなお話を頂いてちょっと安心している面もあるんですけども、農家戸数の減少対策については、農業者自身がやる気を持って農業が出来るような環境作りをしていくということでしたし、新規就農を視野に入れた考え方として、前向きに農協や農業者、またそういった普及センターとのそういった連携をもって協力を得ながら進めていきたいという、そういうお話でした。

先ほど、担い手の育成ということで、大きな問題にはなっておりますが、奈井江町のちょっとした笑い話みたいなところもあるんですけど、これが現実なんですけど、例えば、

フレッシュミズの育成の部分では、私は若い人たちが農業をどう考えているのか、懇談でもしたらどうですかというお話をあるところでしてみました。

では、「人集めをしてみます」ということで、あちこち声をかけてくれたんです。

まず、ご主人に声をかけてみました。そうしたら「遠藤さん、無理なんです」という話でした。

「どこが無理なのか」というと、奥さんたちに「こういう会合を設けたいので、その会議に出てくれないか」と聞いた時に、まず「子供が小さくてちょっと無理かな」と。もう一つは「ご飯支度があるからちょっと無理かな」と。また、「家の中の色々な仕事もあって、こういう会議にはちょっと出られないな」という、そういう話でした。

しかし、本人の「奥さんたちに聞いたのか」というと、「聞かない」と、ただ、「ご主人に相談をしたら、ちょっとだめだったよ」ということで、これは、実らない話だったんですが、こういうところから改革が私にとっては必要ではないかなというふうに感じました。

それと、学校の農業体験、毎年、田植えをやったり、稲刈りをやったりということで、私も手伝いに行きます。

昔ながらの工程があって、米が出来るんだということを教えるには、とても良い場だなというふうにも思いました。

しかし、担い手の育成ということを考えたら、今の時代、私たちでさえ、その裸足で田植えをしない時期に、子供たちに裸足になって田植えをさせる。そして、こわかった、こんな汚い仕事出来ないなというふうな思いを子供たちにさせるよりは、今のこの近代的な農業を、子供たちに見せるだとか、教えるだとか、車に乗せるだとかというようなことを伝えた方が、担い手の育成には繋がっていくのではないかなという気が致しました。

今では、どこの農家の家でも大型なトラクターが入って、クーラーが利いて、CDが聴けて、スリッパでトラクターを乗る、そんな時代になってますので、やっぱり大型な田植え機械に乗って田植えをしている姿を見た子供が、僕もこの機械に乗って農業をやりたいといった子供は今、もう4年後に農業後継者として、立派に自分たちの先々を考えている子供がいるんですけど、やっぱりカッコいい農業を見せなければ、私はいけないのかなというふうに思いました。

また、はぐくみだとか、子育て支援センターとか、私は農閑期になったら、色々と食育をかねて訪問するんですけども、やはりああいう所では、農産物の安全だとか、安心だとか、農産物がこの奈井江に豊富にあるんだという、そんな地産地消の良さを十分に皆さんに教えていく、伝えるということがとっても大事だなというふうな感じがしました。

修学旅行の受け入れについてです。

とても奈井江の中では3件か4件の受け入れ先を探すのがとっても苦労しているようです。

他の地域に行くと、率先して手を上げて受け入れをしてくれるんですけど、奈井江ではなかなか農家自体の理解が得られていないというのもちょっと問題であるのかなと。

ただ忙しくて受け入れないというだけではなくて、やはりその奈井江の文化だとか食だとか、農業の大切さを伝えるだとかといった意味では、とても何か重要な場ではないかなというふうに私は考えています。

これらを含めて、また町長に改めてこの農業の担い手の育成だとか、そういう確保について、もう一度伺いしたいと思います。

●議長

(10時59分)

町長。

●町長

今、様々な例を挙げながら、農業の先行きについて色々展望を語られました。

そのことを直に受け止めながら、展開して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、まず、フレッシュミズですが、これについては、直接、なぜ奥さん方に聞かないのかと、だんなに聞いて、それで判断したじゃないか、こういう例があるというお話でございますが、こういう点もやはり直接、女性の方々に聞きながら、対応して参りたいと、こういうふうに考えております。

全くそのとおりだと思います。

それと食育の関係で、大切さということを言われてます。

全くそのとおりでございます。機械化されている今、手では田植えはしない、稲刈りもしないという状況の中で、食育の大切さ、安全、安心で、地元で地産地消といえますか、こういったことをきちっと、その場できちっと学びながら、農家自ら学びながら、そして、そういう意識を高めながら、子供の時代から、食育活動が必要であるということ、本当にそのとおりだと思いますし、それから修学旅行の例があります。

奈井江町では修学旅行を受け入れていないでないかと、受け入れても、限られた人でないかと、こういうお話でございますが、このことについても、それぞれ農業団体と農家の方々とも話し合いしながら、将来に向けて奈井江は本当に美味しいゆめぴりかだとか、美味しいお米が販売されているところがございますから、こういったものの、作られている元はどこかということも含めて、これはやはり皆さんに全国の皆さん方に理解を受けることに非常に大切なことだと思いますから、修学旅行も受け入れる体制をどういうふうに取り組むかという話し合いをしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時02分)

遠藤議員。

●1番

町長からの前向きな意見を頂いて、ほっとしております。

今後の担い手対策については、大きな課題だと思っております。

農業後継者の方々が夢や希望を持って頑張っております。

今後も先の明るい農業が担っていけますように期待をして、私からの質問を終わります。

●議長

(11時03分)

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩をはさみたいと思います。

暫時休憩と致します。

(休憩)

(3. 4番大矢議員の質問・答弁)

(11時15分)

●議長

会議を再開致します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

4番大矢議員。

(4番 登壇)

●4番

通告に従い、「農協を中心とした農業改革議論について」町長に質問致します。

政府は、農業委員会の公選の廃止、中央会制度の廃止、全農・経済連の株式会社に転換、準組合員の事業利用を正組合員の2分の1に制限するなど、農協・農業委員会の事実上解体に繋がる規制改革会議の提言を受け、生産現場や地域の実情を置き去りにした農業改革議論を加速しています。

各地方の知事会から、地方の意見を踏まえた慎重・丁寧な改革を求める要請や、農業者や農業団体の反発もあり、与党は、最大の焦点であるJAの中央会制度をはじめ、現場の意向を踏まえた現実的な改革案を6月10日に決定しました。

6月13日に出された規制改革会議の第2次答申では、提言にあった急進的内容から、現場の意向を汲んだ与党案に概ね沿った内容になりましたけれども、農協については抜本的に見直すと明記され、今後5年間で農協改革の集中期間と位置づけ、来年の通常国会に関連法案を提出することとしております。

その他多くの項目で、具体的な結論は今後の議論に委ねています。

首相は農協の抜本改革に取り組む決意を表明しており、今月末に決定する「規制改革実施計画」や「政府の新たな成長戦略と農水産業・地域の活力創造プランの改訂版」に今後どのように反映されていくのか、注視していかなければなりません。

このことは、農業、農協だけでなく、奈井江町においても、大きな影響があるものと思いますけれども、町長の所感を伺います。

●議長
町長。

(11時17分)

(町長 登壇)

●町長

大矢議員の質問にお答えして参りたいと思うわけですが、農協を中心とした農業改革論議でございますが、今、政府の規制改革会議が大胆なといいますか、農業組織の改革に向けた提言を打ち出しまして、与党・自民党の対応を含めて、大きく報道されているところでございます。

規制改革ワーキンググループの議論は、農協への指導権等を持つ、全国農業協同組合中央会（JA全中）を頂点とする中央会組織の廃止、農産物の販売などを担う、全国農業協同組合連合会（JA全農）の株式会社化、今、大矢議員のご指摘のとおりで、農業委員の互選枠の廃止など、企業の農業参入による生産や流通の活性化等、農林業の成長戦略としての大胆な提言となっております。

一方、与党・自民党では、独自案として、「農業委員会の互選廃止」など一部を受入れたものの、中央会制度は事実上存続させる考えで改革案を提出しております。

今、大矢議員のおっしゃるとおりでございます。

規制改革会議は、この自民党案を踏まえて、中央会制度については、廃止の方針を断念致しまして、「新たな制度へ移行する」との内容でございまして、答申をまとめたという報道があります。

答申の内容については、政府が今月中にまとめる成長戦略に反映されますが、これまでの議論の経過を見た時に、政府の検討において、生産現場や地域の実情を置き去りにされたものにならないように、取り進めていくことが大事であると、考えております。

私はそういう考えでございます。

農協改革で言えば、例えば中央会組織の存在は、それぞれの農協を取りまとめ、国への要請活動を含めまして、各農協ができないことを集約する連携組織であります。

地域を集約した、正しい主張をきちんと行っていく役割を担っていると思っております。

こういった組織は、農業分野に限らず、各分野においてございます。

関係団体は、「組織の自主改革をやると」言っている訳ですから、私は、そのことを尊重したいと考えております。

また、農業委員会においては、本町においても、担い手への農地集積や荒廃農地の防止等に大きな役割を果たしてございまして、今後もそうした機能をしっかりと確保していかなければならないと考えております。

すなわち、農協、農業委員会、いずれの改革も、地域、現場に根ざした改革を期待するところでございます。

この6月5日には、道町村会・農政委員会を代表致しまして、国の機関に対して、こ

これらの問題を強く要請してきたところでございます。

今後においても、生産現場、地域が混乱することがないように、農業者のためになる改革となるよう、必要に応じて、要請活動に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思うしだいでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時21分)

大矢議員。

●4番

国のやることですけれども、地方の意見を尊重してもらうように、今後とも運動をしていかなければならないという町長のご答弁を頂きました。

概ねというか大枠ではそのとおりでいいと、私は思うんですけれども、奈井江町を考えた時に、今、農協、そして商工会、町も含めて、地域活性化や何かも考えている中において、農協事業は大変大きな役割を成していると思うんですよね。

本州とはちょっと北海道は事情が違いまして、生活店舗、金融、スタンド、そういうような生活関連事業は、農協運営にとっては、大変今、厳しい状況でありまして、今までも、員外利用の規制はされてきてました。

そのことをクリアするために、準組合員を作り上げて、なんとか地域に貢献してきたところでございますけれども、これらについても今後、一定のルールに基づいて規制をするということでございますから、そうなりますと、奈井江町に、そういう生活事業がやっていけるのかどうかという、そういう問題も出てきます。

また、北海道の金融共済事業に対してのシェアは少ないんですけれども、それでも空知管内は道内では大きなウエイトを占めてございます。

それらを分離されていくということは農協運営は大変厳しくなり、今後ますます農協合併が進んでいかなるをえなくなるのではないかと危惧されているところでございます。

そうなってくると、やはりそれもまた地域との結び付きが弱くなってくるのではないかとということでございますので、その辺を含めて今一度町長のご意見を伺います。

●議長

(11時23分)

町長。

●町長

今、大矢議員がおっしゃったとおりでございますして、このことも、先日6月5日に上京した折に農水省を含めて、国会議員の政務官に直接申し上げまして、たまたま横山政務官、会う予定でなかったんですが、向こうから招いて頂いて、このことについてもお話を申し上げました。

その中で、今、申し上げたとおり、お話があったとおり、奈井江町としても、これは他の市町村も全部そうでございますが、奈井江町としても、農業の基盤があつて、今日

の発展がある、こういうふうに、その中で農協の果たす役目というのは、きわめて大きいと、こういうふうに考えておりました、その中で、いわゆる、農業者のための農協という立場からも、是非、私どもとしては、これからも国、国会に要請活動を続けていきたいと、こういうふうに考えております。

道州制についても、ご存知のとおり、先ほど、冒頭も申し上げましたとおり、やると意気込みだったんですけれども、我々、大挙して行きます、このことを地方自治が崩壊するよという話を、幹部にさせて頂きました。

このことについては、きちっと耳を傾けて頂いたところで、ただ、今後、今後がですね、まだ、難しい問題がありますけれども、いずれに致しましても、金融を分離するということがあります。そうすると農協が弱まっていくと、自主経営がなかなか難しくなる、そうなりますと、農家も大変になっていくということも含めて、密接な関係が農協と農家と関係がありますから、その密接な関係を、遠ざからないように、私どもとしては、自治体としては、頑張っていかなければいけない、こういうふうに考えております。

ご理解を賜りたいと思います。

ただ、農協も農家のための農協であるということ鮮明に出すべきだと、こういうふうに考えているところで、組織改革もするということがございますから、そういうことを色濃く出すように、どういうふうにしていくかと、我々も見守っていききたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(11時26分)

大矢議員。

●4番

今後も国に要請していくということでございます。

大いに期待をしたいというふうに思っております。

農協に対する組織のあり方というのは、戦後の長い経過の中で順次対応してきたんですけれども、組織がやはり長くなって、大きくなりますと、やはり批判も出てきているのは確かであり、農業の方を向いているのか、どこを向いているのかという批判もあるということでもあります。

今後、組織の内部検討を十分進めて頂いて、農業者、そして地域のためになる農協組織を作って頂きたいなというふうに思って、自主的に取り組んで頂きたいと私も思っているところでございます。

ただ、今、政府与党は、規制が悪いことに取り上げられており、規制緩和により企業参入を促進することが活性化に繋がるとして、改革を進めようとしています。

しかし本来規制というのは、公正で公平な競争環境を整備し、公益を守るために作り上げてきた社会のルールだと言われております。

国民の英知が詰まったものであり、一部の企業の利益のために、これまで地道に努力してきた奈井江の農業・農村を破壊することは決して許されるべきものではないと思っております。

どうか町長にはこういう地域の実情を政府や国に対して、国政に反映されるよう今後とも努力を頂きたいと思っておりますので、お願いを申し上げまして、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

●議長

以上で、大矢議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

(1 1 時 2 8 分)

日程第 6 報告第 1 号の上程・説明・質疑

(1 1 時 2 8 分)

●議長

日程第 6、報告第 1 号「平成 2 5 年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

議案書の 1 頁をお開き下さい。

報告第 1 号「平成 2 5 年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」

平成 2 5 年度奈井江町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 6 月 1 7 日提出、奈井江町長。

この計算書は、3 月定例会において、ご決定頂きました 3 事業の翌年度繰越額が確定したことに伴い、報告をするものであります。

米穀乾燥調製貯蔵施設玄米用色彩選別機整備工事では 1 億 3, 3 6 7 万 2 千円、公営住宅屋根葺替工事では 8 4 2 万 4 千円、奈井江中学校耐震補強工事 2 期工事では 1 億 5, 8 5 2 万 1 千円であります。

なお、これらの経費の合計 3 億 6 1 万 7 千円に必要な財源につきましては、国庫支出金等の特定財源で 2 億 9, 6 2 5 万 1 千円、一般財源で 4 3 6 万 6 千円であります。

以上、報告致しますので、ご承認下さいますよう、よろしくお願い致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みと致します。

日程第7、報告第2号の上程・説明・質疑

(11時31分)

●議長

日程第7、報告第2号「奈井江町第5期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

2頁をお開き下さい。

報告第2号「奈井江町第5期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」

奈井江町第5期まちづくり計画「後期実施計画」の変更を行ったので、次のとおり報告する。

平成26年6月17日提出、奈井江町長。

計画変更の概要については、担当課長に説明させますので、よろしくお願いを致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

第2回定例会ご出席、大変お疲れさまです。

それでは、報告第2号につきまして、説明を致しますので、定例会資料の1頁をお開き下さい。

今回の変更につきましては、「現状と課題」のほか、各種事務事業に係る整理、変更を行うものでございます。

変更の内容につきまして、主要項目の説明を致しますが、黒い四角の1番目、「現状と課題」の該当頁20では、「認知症ケアパスの活用」との文言を追加してございます。

該当頁24では、「保育所」を「認定こども園」に変更しております。

資料の2頁にわたります、「実施項目」におきましては、やすらぎの家の外部大規模

改修工事やボイラー、電話、ナースコールの更新、子ども子育て会議による小学生までのお子さんのいる世帯に対する子育て支援策の協議、また開町（分村）70年記念事業としてのコンサートの実施、加えて、農地の区画狭小（きょうしょう）・排水不良等に対応するため、農地整備に定額助成、観光施設である新ないえ温泉の屋根塗装修繕工事の実施の6項目について、新規に掲載を行ったほか、道路事業の先送りによる削除が1項目、事業年度の見直し等による12項目の変更を行ってございます。

なお、今回の報告に基づきまして、改訂を行った計画書については、別冊で配布をしてございますので、ご覧頂きたいと存じます。

以上、奈井江町第5期まちづくり計画後期実施計画の変更についての説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

報告第2号を報告済みと致します。

日程第8 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

（11時34分）

●議長

日程第8、議案第5号「奈井江町交流プラザみなクルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書の31頁をお開き下さい。

議案第5号「奈井江町交流プラザみなクルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町交流プラザみなクルの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年6月17日提出、奈井江町長。

交流プラザみなクルの管理運営につきましては、当初より、走りながら必要な改善を行うこととして参りました。

今回の見直しにつきましても、町民の皆さんからの意見を伺う中で、その意見を尊重し、より利用しやすく、また、町民に幅広く施設の有効性が高まることを期待したものでありますので、本条例の一部をそれに向けて改正をしようとするものであります。

概要について担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

定例会出席お疲れさまです。

それでは、条例改正の概要につきまして、定例会資料によりご説明を致します。

資料の3頁をお開きを頂きたいと思えます。

今回の見直しの1点目につきましては、各種使用料の使用区分にございます部屋の名称について、「多目的ホール」につきましては、接続しているホールロビーと、明確に区分をするために、「多目的室」というふうに改めたものでございます。

改正の2点目につきましては、葬儀の場合の使用料の見直しでございます。

開設から5月末までの葬儀の利用件数は、このみなクルで16件ございましたが、この同じ期間に、町外のセレモニーホールで37件の葬儀が執り行われております。

これらの現状を捉える中で、参列者を含めて、町民の皆さんが、地元の公共施設として、より利用しやすくなることを目的と致しまして、施設利用のPRの強化と共に、料金の引き下げを行うものでございます。

改正前の使用料は、町内の寺院や他の民間の施設、あるいは近隣自治体における料金を勘案して、多目的ホールの場合には6万5千円として、これに別途消費税を加算する料金で、その他の区分も同様に、設定をしてございました。

改正後におきましては、より分かりやすく安価な価格の設定を検討し、利用者へのサービスとして、葬儀の準備時間を含めずに、ご遺族が直接使用する約24時間を算定の基礎としてございます。

また施設利用のPR、町民に広く理解をして頂く観点から、条例の記載では、多目的室全面では4万6,300円、半面で2万7,780円、和室1万8,520円でございますが、これが消費税加算後の金額では、それぞれ5万円、3万円、2万円として、設定をしてございます。

また、今回の改正に合わせて、料金の改正、更には施設利用の状況など、この施設の利用増進に向けて、PRチラシの全戸の配布など、広報の強化を行う考えでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森岡議員。

● 5番

只今提案説明のありました交流プラザみなクルの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものにつきまして、中身は十分に理解をさせて頂くところでありますけれども、10月の中ほどから、葬儀の利用。昨年のですね、開設の時からその価格の設定について、近隣の市町村の施設等を勘案しながらということの説明があつて、我々も同意をして参りましたし、新年度予算においても、まだ10月から今年の2月頃に新年度の予算、出す頃に、まだ3カ月ぐらいですから、副町長が言ったように、走りながら、見直しをしていくということは十分理解をしたいと思うんですけれども、それで今回、今、説明があつた部分でありますけれども、今回の利用料の引き下げの部分について、町民の声を反映されたという副町長の説明もありましたけれども、もうちょっと経緯と価格改正をしようということに至った経過等について、もう少し詳しくご説明を頂きたいと思ひます。

● 議長

ふるさと振興課長。

● ふるさと振興課長

只今の森岡議員のご質問でございますが、今ほど、ご質問ありましたとおり、設定の時期についてもまだ新年度予算の編成時ということで、日がなかったわけでございますが、その後、今5月末に至った経過の中で、こういった利用状況、先ほど申し上げました利用状況も見えてきたという中で、それぞれ葬儀を行う施主の方については、その時々のご事情もあるのは当然だと思ひますが、ここで、見えてきたのがやはり多くの町民の皆さんが地元の施設にご参列を頂くというような中で、もう少しやはりそこは利用しやすい形をPRもし、また、改善すべきは、すべきだろうという判断に至ったところでございます。

施設の利用に際して、例えば、備品の用意だとか、施設の椅子の問題であるとか、細かな部分も、それぞれ意見を伺う中で、可能なものは直ちに改良を加えて参りました。

それと合わせて、もっと気軽にといいますか、ご理解を頂くためには、この料金設定を、町民の皆様はもちろんのこと葬儀社といいますか、業者の方も町民にPR出来るというような部分も含めて、分かりやすい設定をすることが今後の利用増進に繋がるのではないかとということで、春先から、それらの内容を町長の指示も受けながら、内部検討をしてきて、つい先日もみなクルの運営委員会にもおはかりを申し上げる中で、今回こういった提案をさせて頂いたというようなことでございます。

合わせて、先ほど来申し上げましたPRについては、この施設が、例えばこういった規模で使えるのだとか、どんな制約があるのかだとか、そういった部分も、まだまだ浸透し切れてないという判断もございしますので、そういった部分も今回合わせてPRに努

めたいというふうに思っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

森岡議員。

●5番

十分理解をしたいと思います。

ただ1点だけちょっと確認というか、聞きたいんですけれども、確かに開設してから、なんでもっとみなクルで葬儀してくれないのかなという思いは私も十分持ってました。

ただ、その「どうして」ということは、なかなかこれね、確認しづらい部分もありまして、どうしてなのかなというような思いでいたわけですけれども、それで、今回、利用しやすくということで、これはもう十分PRも含めて、もっともっと利用促進するようなこと、努力を頂きたいと思いますが、1つ確認したいのは、町民の声とか色々なものを反映する中で、価格設定が高いから利用しづらいんだよということではないということですよ。

そこは一つ確認させて下さい。

当初の価格設定がちょっと高いということではないということですよ。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

只今のご質問でございますが、確かに利用が少ないという実態が出てきた中で、私どもも葬儀会社も含めて、また利用者の一部からも声を聞く中で、その改善策となるものを、どういうところがあるかというのでも検討して参りました。

確かに、先ほども申し上げました、どれぐらい大きい人数、参加者の規模が可能なのかとかそういった部分も実際に椅子をおいて、実測をしたりだとか、そういった改善もしました。

また、葬儀社からのお話ではどうしても、夜間、夜中に病院でお亡くなりになられる方の対応等々を、それらが業者として直ちに対応を求められるだとか、そういったご事情もあるというようなことも、聞いて参りました。

ただ、今、ご質問のとおり、当初の値段が高いからと、そういったことではお聞きはしておりません。

そこは、より分かりやすく伝わるように定額的なPRが出来るようにという感覚で今回改正を致したいということでございます。

●議長

他に質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。
ここで、昼食のため、1時00分ちょうどまで休憩を入れたと思います。
暫時休憩致します。

(昼休憩)

(11時45分)

日程第9 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(12時59分)

●議長

会議を再開します。
日程第9、議案第1号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の3頁をお開き下さい。
議案第1号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」
平成26年度奈井江町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,642万

1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,081万9千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加・変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年6月17日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、13款使用料及び手数料88万7千円を減額し1億1,502万1千円、14款国庫支出金25万8千円を追加し2億6,528万2千円、15款道支出金481万1千円を追加し3億2,190万円、16款財産収入1千円を追加し1,267万3千円、17款寄附金62万9千円を追加し63万円、18款繰入金2,909万2千円を減額し3億255万3千円、19款繰越金6,880万1千円を追加し6,880万2千円、21款町債190万円を追加し3億5,170万円、歳入合計4,642万1千円を追加し46億9,081万9千円。

歳出、1款議会費2万5千円を追加し4,249万7千円、2款総務費3,241万3千円を追加し2億8,943万2千円、4款衛生費458万5千円を追加し6億8,081万4千円、6款農林水産業費462万6千円を追加し2億7,133万9千円、7款商工費893万円を追加し9,268万5千円、8款土木費440万円を減額し5億5,434万9千円、10款教育費24万2千円を追加し2億1,765万5千円、歳出合計4,642万1千円を追加し46億9,081万9千円。

第2表、地方債補正。

追加の起債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

汚泥等受入施設建設事業750万円を追加し750万円。

普通貸借又は証券発行で4.0%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後につきましては、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変更と致しまして、一般廃棄物事業債で560万円を減額し補正後の額を0円とするものであります。

補正予算（第2号）の概要についてご説明を申し上げます。

歳出から説明致しますので、12頁をお開き下さい。

議会費のその他議会運営に要する経費では、空知町村議会議長会議員研修会バス借上料で2万5千円を追加。

総務費、総務管理費の一般管理費では、財政事務に要する経費として、ふるさと応援寄附事業について、より多くの方々に奈井江町をPRするため、記念品等の見直しを行うものでありまして、報償費、通信運搬費など合わせて24万円を追加計上。

地域振興基金では、ご寄付による積立金62万9千円を追加しております。

役場庁舎積立金では、基金の利息分を含め3千万1千円を追加。

徴税費の賦課徴収費では、法人町民税の過誤納還付により154万3千円を追加計上。

14頁、衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費では、奈井江町公衆浴場助成金交付要綱に基づき、松の湯ボイラー設備更新補助金303万2千円を追加計上。

予防費では、一般成人病予防事業に要する経費として、働く世代女性がん検診推進事業に伴う事務費及び委託料等、また自殺対策緊急強化事業に伴う啓発用パンフレットの印刷製本費等合わせまして155万3千円を追加計上致しております。

清掃費のし尿処理費では、財源の振替えを行っております。

農林水産業費、農業費の農業振興費では、農業振興に要する経費として、国の新規就農支援策、経営体育成対策に対応し、青年就農給付金事業補助金で75万円、経営体育成支援事業補助金で387万6千円、合わせまして462万6千円を追加計上。

商工費の商工業振興費では、交流プラザみなクルの管理運営に要する経費10万円を追加計上。

観光費では、新しいえ温泉に対する、近年の燃料費等の高騰に対する補助金883万円を追加計上致しております。

16頁の土木費、都市計画費の下水道費では、下水道事業会計における繰越金の確定による繰出金の見込み精査を行い440万円を減額計上。

教育費、社会教育費の公民館費では、公民館の水道配管屋外漏水、暖房蒸気配管修繕で24万2千円を追加。

職員費の職員給与費では、財源の振替えを行っております。

次に、歳入について説明を申し上げます。

8頁をお開き下さい。

使用料及び手数料、使用料の商工使用料では、交流プラザみなクルの使用料改正に伴い88万7千円を減額計上。

国庫支出金、国庫補助金の衛生費補助金では、働く世代女性がん検診推進事業補助金で25万8千円を追加計上。

道支出金、道補助金の衛生費補助金では、自殺予防普及啓発事業補助金15万6千円を追加計上。

農林水産業費道補助金では、青年就農給付金事業補助金75万円、経営体育成支援事業補助金387万6千円、合わせて462万6千円を追加計上。

電源立地地域対策交付金では、交付金の確定により2万9千円を追加計上。

財産収入、財産運用収入の利子及び配当金では、役場庁舎整備基金運用収入1千円を追加計上。

寄附金では、グレブ・ニキティン様、山口洋子様、片桐雅廣様、深田ノブ様のご寄附62万9千円を追加計上致しております。

繰越金では、前年度からの繰越金6,880万1千円を追加計上。

次に、10頁、町債の過疎債及び一般廃棄物処理事業債では、石狩川流域下水道組合

が事業実施主体で行う、ミックス事業による汚泥等処理施設建設に係る事業効果促進事業単独分について、本年度より過疎債が適用可能となったことから、過疎債で750万円を追加計上し、一般廃棄物処理事業債で560万円を減額計上、合わせて190万円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差5,909万2千円につきまして、歳出予算12頁、総務費の役場庁舎整備基金に3千万円の積立てを行うとともに、8頁の歳入予算における財政調整基金繰入金2,909万2千円を減額し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

森岡議員。

●5番

只今の説明のありました補正、一般会計の補正予算の中につきまして、2点ほどお尋ねをしたいと思えます。

まず13頁の財政事務に要する経費で、今ほど説明の中で、ふるさと応援寄附事業に対して新たに計画をするということで24万円追加ということで記念品を含め、役務費、使用料及び賃借料ということで24万の追加をされておりますけれども、これのうちよっと具体的な詳細内容について、新しくどういうことをやるんだということについて、説明を頂きたいと思えます。

それと、もう1点は15頁の観光振興に要する経費の中で、今、説明がありました新しいえ温泉に対する補助ということで883万、燃料費等の価格の高騰というようなご説明があったと思うんですけれども、もう少し詳しく経過とそれから理由とこの883万という金額の算定の根拠につきまして説明を頂きたいと思えます。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今、森岡議員から質問がありました1点目のふるさと応援寄附制度の内容についてご説明を申し上げたいと思えます。

ふるさと応援寄附に対します記念品につきましては、これまで5万円以上の納付を頂いた方にゆめぴりか5キロを贈呈をさせて頂きましたが、今回、この内容を見直しをしまして1万円以上の寄附をされた方に記念品をお送りしたいというふうに考えてございます。

記念品の中身と致しましては1万円から3万円未満の方につきましては、奈井江産の

特別栽培米5キロ、これは、ゆめぴりかとななつぼしのいずれかを選択出来るような形で考えておりますが、送料を含め、予算と致しましては3千円から4千円程度、また3万円以上の寄附を頂いた方には、奈井江産の特別栽培米10キロ、これはゆめぴりかとななつぼしをそれぞれ5キロずつと加えて、北海キングメロンを2玉、送料を含めます費用と致しましては1万円程度の記念品をお送りをしたいというふうに考えてございます。

記念品の発送時期につきましては、お米につきましては10月と翌年1月の2回、メロンにつきましては7月、今からですと来年の7月になりますが、そういった時期に発送したいと考えてございます。

今回、見直しをした背景と致しましては、ふるさと納税制度が全国的に注目されているということもございますが、この制度を活用し財政的な効果を上げたいということももちろん目的でございますが、加えて、道内外の多くの方々により一層奈井江町をPRするためにヤフージャパンのクレジット納付という制度を導入を致しまして、寄附者の利便性と合わせて、インターネット上のPR効果についても、拡大をしたいというふうに考えてございます。

また、記念品として予定をしております奈井江産のゆめぴりか、ななつぼしの特別栽培米、北海キングメロンにつきましては、今、奈井江町として、自信を持って紹介出来る物の一つでございますので、これらを記念品にすることが町としてのPRはもとより、生産者の一層の励みに繋がるのではないかとということで、考えているところでございますので、よろしくご理解を頂きたいと思っております。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

森岡議員からの2点目のご質問でございますが、温泉施設に対する支援ということでございますが、このないえ温泉施設につきましては、平成20年から民営化を実施してございますが、昨今のこの燃料費の高騰、あるいは電気料金の改定等々、経営に大きな影響があるといったことで、新年度に入りましてから相談があったところでございまして、この影響に関わる資料を会社側から求めて、5月以降、検討をして参りました。

施設の貸与に関して、公有財産の使用貸借契約の中で、設備等は温泉の責任でもって対応するというような書き込みで、こういった社会情勢の変化については、記載がないということで定めのない事項は、双方で協議をするという内容に基づいて、協議を行ったところでございます。

そこで、資料を確認致しましたところ、平成26年度の今年の見込みの中で、温泉施設の光熱水費で燃料費で約2,830万円、それから電気水道料で約1,150万円合わせて3,980万円の経費が掛かるというようなことでございます。

そこで、この資料に基づいて、分析にするにあたって、特に影響が大きいのがA重油というようなことでございますが、平成19年、民営化前の指定管理料の積算において

は、当時1リッターの単価が50円といった状況でしたが、民営化を開始した平成20年度には既に平均で77円まで値上がりし、以降右肩上がりで現在26年度では、春先93円というような形での購入を予定しているというような状況でございました。

会社側におきましては、経営改善を図る中で、民営化2年後の平成21年度には、納入業者の変更など、経費の削減を行ってきたところなのですが、以降、右肩上がりというような状況になってございました。

そこで、今回は、光熱水費の総額が最も低かった2年目の平成21年度と、それから今の平成26年度の総額の差額を算出したところ、約1,260万円という形になりました。

そこで、ここにおいては、春先に指定管理料の関係で、屋内体育センター、改善センター等も、これらの見直しを行ってきたところですが、その時と同様に会社の経営努力も促すといったような中で70%を支援をするというような形の算出でございます。

ここは、根本的に、ないえ温泉が町の重要な観光施設であり、また町民の健康補助を保つ施設であるということから、当面、本年度に限った措置として、支援を行いたいというものでございます。

●議長

森岡議員。

●5番

最初のふるさと応援寄附事業に対する記念品等の今、答弁があったんですけど、その中で3万円以上の応援、寄附された方に、お米5キロ、5キロとメロンというお話もあったんですけど、メロン2玉という話もあったんですけど、例えばメロンとか、例えば早く来た方については、その年の生産に間に合うかもしれないけど、年度のある程度の時期に、この応援寄附をされた方については、次年度に送付というような考え方でよろしいですか。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

森岡議員の、メロンを含めまして、今回、記念品の発送につきましては、先ほど申しましたが、お米につきましては、新米の時期に合わせまして10月と、それ以降に申し込みされる方もおられますので1月のいずれかにお送りをしますし、メロンにつきましても、一番旬な時期だろうということで7月頃に、前年の7月以降から直前まで寄附して頂いた方をまとめて1年に1回7月にお送りをしたいということで考えております。

●議長

他にありませんか。

大矢議員。

● 4 番

森岡議員の質問にも関連しますけれども、ないえ温泉について、私からも質問させて頂きたいと思います。

ないえ温泉については平成19年12月14日に開催された第4回定例会において、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間無償貸与ということが決定されたところでございます。

この時の説明では民間企業の経営努力に任せ、今後は補助は考えていないということでありました。

ただ、今回、経営環境が著しく変化したということで、補助するという事なんですけれども、今年の3月でしたか、屋根の塗装工事というの、町で補助といいますか建物に対してやるということでございますし、今回また経営環境が悪くなったということで、補助を出すということなんですけれども、今までの約束とは、大変情勢が変わったということで、そのことに対しては納得するところなんですけれども、ないえ温泉については、私どもの地域の老人会の方でも、ずいぶん清掃が悪いとか、足元が滑って危険だとかという、そういう苦情があるんですね。

ですから、やはり闇雲にそういう補助をするだけでなく、そういう改善についても、何とか対応出来ないのか、その辺質問させて頂きたいと思います。

● 議長

ふるさと振興課長。

● ふるさと振興課長

只今の議員のご質問でございますが、ないえ温泉の管理に関わる部分としまして、運営に関わるその他については、色々努力を頂いている部分も含めて、ご指摘がある部分があるとすれば、申し入れをするというような形でとってございますが、今ほどありました清掃の関係だとか、町に直接色々ご意見頂く部分もございまして、今年の春先には直接、町長に手紙を出す運動等々についても、色々ご意見ございますので、そういったものをペーパーを直接、見せて、改善を求めて、実際に、何点かあった部分については、既に対応をしたというような報告も受けているところでございまして、直接的に町民の皆様から寄せられる、そういったご意見については、これからも、申し入れをして改善に努めて頂くというスタンスで対応して参りたいというふうに考えてございます。

● 議長

他にございませんか。

笹木議員。

● 7 番

ちょっと2点伺いたいと思います。

まず、予防費ですけれども、一般成人病予防事業に要する経費155万3千円の追加ですが、先ほど説明がありました女性のがん予防のための経費ということでありませけれども、内容の説明をお願いしたいという点が1点と、交流プラザみなクルの管理運営に要する経費で10万円の追加があります。

私たちもよく葬儀として、みなクルを使って頂いた以降の状況というか、その中で、何点か要望も頂いているんですけれども、今回、この10万円の追加はどのような形で使われるのか、伺いたいと思います。

● 議長

健康ふれあい課長。

● 健康ふれあい課長

只今の笹木議員のご質問、1点目のご質問でございますが、一般成人病予防に関することでございますけれども、冒頭、副町長からご説明申し上げましたが、今回の補正につきましては、平成21年度からスタートしております働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業、いわゆる無料クーポン券の発行事業ですね、これについての補正でございます。

当初、本年度の当初、この事業につきましては、今年度は、乳がん検診につきましては40歳、それと、子宮頸がん検診につきましては20歳の方を対象ということで当初予算を組ませさせて頂きましたが、その後、この平成21年度から今年度までの5カ年、過去5カ年間で、クーポン事業の対象である方の中で、この5年間一度も受診をされていない方、この方についてを今回再度、勧奨していこう、合わせてクーポンを発行していこうということで、今回追加補正をさせて頂いたところでございます。

その中で、この中の委託料でございますけれども、私どもの見込みと致しましては、この未受診の方の対象者の中で受診率を、乳がん検診につきましては約35%、それと子宮頸がんにつきましては約30%の方を見込み、今回、補正をさせて頂いたということでございます。

いずれにしましても、この5年間、一度も受けていらっしゃらない方については、クーポン券発行と共に、お手紙ですとかお電話等々を含めた勧奨を更に強化をさせて頂いて、受診に繋げていきたいと考えてございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

● 議長

ふるさと振興課長。

● ふるさと振興課長

笹木議員の2点目のみなクルの消耗品に関するご質問でございますが、当初予算にお

きましては、施設の管理事務に要する経費として、例えば、コピーだとか事務管理用品であるとか、トイレトペーパーとか、そういった部分の予想をして、計上してございました。

また、実際に春からの色々ご意見を頂く中で、葬儀の時の宿泊の数を増やすために、マットレスであるとか、あとカーペット類ですね、購入を今、進めてございます。

またそのカーペットも、子供たちが多目的室で自由に遊べるというような環境もしたいというようなことで、今、利用させて頂いております。

そんなことでこれからまた1年間ですね、運営するに当たって不足する額を今回、消耗品として、追加をさせて頂いたという内容でございます。

●議長

笹木議員。

●7番

今ほど、女性のがん予防の答弁を頂きましたけれども、周りに町民の方に、一番、私の知り合いの中に、葉書の通知というのは割りとスルーしちゃうんですね、これね。

本当に受けて頂けないのが、無料なのに残念だなという思いなんですけれども。

ただ、これ、保健師さんから直接電話が来て、保健師さんの声を聞くと、行ってきたわというのが、結構あるんですよ。

ですから、不在なんかもあって保健師さんも大変かと思うんですが、出来るだけ、受診されてない方に直接保健師さんの口から、受診を勧めて頂きたいのが要望としてありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、みなクルの消耗品ですけれども、今、課長に答弁頂いて、良かったです。

宿泊の部分ですよ、葬儀が終わって、なかなか宿泊が足りなくて、ないえ温泉を急遽ね、頼んで泊まったという状況も聞いてますし、なんとか、多くね、使って頂くために、今回、こういうふう設備をして頂くということなので、是非、こういう部分も、今、みなクルでは使って頂く条件として、こういうものも設備としてあるんだという部分もしっかりまた広報して頂ければと思ひますので、よろしくお願ひ致します。

以上です。

●議長

他にございませつか。

森議員。

●6番

先ほど、森岡議員だとか大矢議員が質問された時に関連して申し上げればよかったんですけども、私の方からもう1点だけ町長に確認したいと思ひます。

温泉の観光施設のことなんですけれども、これが民間に無償譲渡されてから6年ぐらい経ち、財政的な効果とすれば指定管理者でやってたら、年間3千万ぐらいかかったた

かなという気がするんですけども、それからすれば6年経って、一応、いづらか財政効果が出てきたのかなという。

その間、何回か大規模な修理もあったんですけども、これは町長の考えの中で、これはわが町唯一の保養効果、町民の唯一の癒しの場所でもあるという考えの中から我々も理解して取り組んできた経緯があるんですけども、今後とも、この施設が段々老朽化していくんですけども、町長としては、今後ともこの施設は町民の憩いの場として、ある程度は支援していく考えがあるのか、ないのか、その辺をお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願い致します。

●議長

町長。

●町長

今、お話があったことは非常に大切なことでございます。

唯一の観光施設でございます。

やすらぎといいますか、健康の施設でもあります。同時に、やっぱり交流の場でもあるわけでございますから、今後とも観光施設は、奈井江の中において、町内において、出来るだけ継続していきたい。

したがって、今回は、ご存知のとおり、燃料上昇だとか、電気代上昇だとか、経営努力以外のものが入っているということ、そういうことを十分精査した中で支援をしていきたい、こういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

森議員。

●6番

今、町長から答弁頂いたんですけども、経営努力もこれからは促して頂くようお願いしながら、町唯一の観光資源でありますから、我々も理解しながら協力できるところはしていきたいと思っておりますけれども、そういったところで、促すところは促して行って頂きたいと思っております。

●議長

他にございませんか。

鈴木議員。

●9番

私からは、同じ15頁の浴場に関する経費のことで、最終的には町長にお願いをすることになろうと思っておりますけれども、今回303万2千円の補正追加予算が只今、上程されまして、説明があったわけでございます。

担当課長に伺いますと、私が平成15年に議員になったんですが、その年に、同じくボイラー配管修理等々が行われたということでもありますし、現在の松の湯さんの設置場所に移られたのが平成2年と伺っていますので、10年少し経つとやはり施設の方が老朽化していくというようなことが考えられるところでございます。

燃料費等々につきましては、新年度予算の中で、考慮された予算が計上されてますから、それ以降、この形で解消しなければならないということの提案であります。

伺いたいのは、平成20年、例えばですよ、現在、町民の人口が減少しておりますから、多分、利用者も減っているんだと思うんですよね。

そんなことからこの数年来の利用状況をまず1点確認をしたい。

それから、ルールと致しまして、北海道公衆浴場業生活衛生同業組合からの補助金、これを奈井江町の補助要綱の中にはこれを引いた、残りを3分の2を助成するという形になっておりますが、私の町長へのお願い、先ほど申し上げた点につきましては、道や国の、国の法令に基づいて、このことが各自治体における、自治体で民間が経営されている浴場が経営の安定だとか、経営の安定に寄与するような施設に対して助成をするというルールを、国の方でありますけれども、これらを各自治体に求めるのであれば、奈井江町の財政負担が少しでも軽くなるように、道や国に対しても要望を強くしていかなければならないと思いますけれども、先ほどの利用者の状況も含めて説明を頂きたいと思います。

●議長
町長。

●町長

ご本人からお話聞いたものですから、担当も知っていると思うんですが、平均的に1日40人ぐらいだそうございまして、しかも、大幅に減っているわけございまして、町内の利用者が非常に多いということを持しているということが、松の湯さんもずいぶん努力をされております。

お話を聞いたらですね、年齢はかさんでいるんですが、しかし、同時に、合わせて、少しでもきれいにしようと、清掃を第一にして、そして、町民にやさしくしようと、こういう気持ちで接しているということを知って感激したところでございます。今、お話ありましたように、出来るだけ、この小さな町に浴場という衛生管理の問題も基本的にあるわけございまして、そして、健康保持という観点からも国がこういったルールを作って、やらなければいけないと、今、鈴木議員がおっしゃったとおりだと思います。

今後、要請の中に加えて、検討をしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

他にございませんね。

(なし)

●議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時35分)

●議長

日程第10、議案第2号「平成26年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書18頁をお開き下さい。
議案第2号「平成26年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」
平成26年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
平成26年6月17日提出、奈井江町長。
次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、4款繰入金549万4千円を減額し6,568万7千円、5款繰越金549万4千円を追加し549万5千円、歳入合計、補正額としては変更ございません。

歳出にも補正はありません。

今回の補正予算第1号の概要についてご説明を申し上げますが、19頁で、歳入の繰越金で、前年度から549万4千円を追加計上致しております。

これに伴いまして、繰入金で同額を減額計上し、収支の均衡を図ったところでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時37分)

●議長

日程第11、議案第3号「平成26年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

21頁をお開き下さい。

議案第3号「平成26年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」

平成26年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億132万6千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月17日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、4款繰越金19万6千円を追加し19万7千円、歳入合計19万6千円を追加し1億132万6千円。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金19万6千円を追加し1億101万4千円、歳出合計19万6千円を追加し1億132万6千円であります。

後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要につきましても、歳入の繰越金で、前年度からの繰越金19万6千円を追加計上し、同額を後期高齢者医療広域連合納付金として、後期高齢者医療保険料分に追加計上したものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時40分)

●議長

日程第12、議案第4号「平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書26頁をお開き下さい。

議案第4号「平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」

平成26年度奈井江町の下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月17日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、3款繰入金440万円を減額し2億5,373万7千円、4款繰越金460万円を追加し460万2千円、6款町債20万円を減額し1億2,380万円、歳入合計の補正はありません。

歳出につきましても補正はありません。

今回の下水道事業会計補正予算(第1号)の概要について、歳入から説明致しますが、繰越金では、前年度からの繰越金460万円を追加。

町債では、公共下水道事業における、認定水量の確定に伴い、資本費平準化債で20万円を減額計上致しております。

これに伴い、繰入金で一般会計繰入金440万円を減額計上し、収支の均衡を図ったところであります。

また、歳出においては、歳入の補正に伴い、公債費の財源の振り替えを行っております。

す。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、14 2請願の一括上程・付託

(13時42分)

●議長

日程第13、請願第1号「規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書」

日程第14、請願第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願書」

以上、2請願を一括議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(2 請願) 朗読

●議長

紹介議員の補足説明があれば発言を許します。
森議員。

●6番

紹介議員の立場から少しばかり補足説明をさせて頂きたいと思います。

政府の審議機関として設置されている規制改革会議農業ワーキンググループは、経済社会の構造改革を進める上で、必要な事項を総合的に審査しており、農業関係分野では、農地取得の自由化、実効性ある転用規制といった農地の効率的利用の推進や農協経営の透明性向上、不公正な取引方法等への対応強化といった農協改革等農業関連流通における競争促進について検討されております。

6月13日にまとめた答申では5月に提言した廃止方針が見送られはしたものの、「自律的な新たな制度に移行する」と明記されており、農業の活性化に向けて、政府が制度をどのように変えるのか、不安な要素が含まれております。

農協は、農家組合員の相互扶助を基本理念とする協同組合であり、その行う事業は農畜産物の生産のための生産資材の購入と生産物の販売が、信用事業や営農指導と有機的に結びついており、農協組織が各事業を総合的に実施することは、組合員にとって不可欠なものであります。

また、農地の権利制限の自由化等については、株式会社等の農業参入を可能とした改正農業経営基盤強化法等の農地制度改革が我が国の食料生産や担い手政策にもたらす効果や影響を十分に検証した上で行われる必要があると考えられております。

北海道農業は、我が国最大の食料供給地域と致しまして、また、本道の経済社会の基盤として大きな役割を果たしております。

中でも農業者は、安全で安心な農畜産物を国民に提供するという重要な役割を担っております。

このようなことから、つきましては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂にあたっては、真に農業者の所得向上・地域生活インフラの維持向上・国民に対する食料供給の安定確保・農地の適正利用に資する観点から規制改革会議の意見書を取り扱って頂くよう、請願するものであります。

どうか、全議員の賛成をもって、可決決定をして下さるよう、お願いするところでございます。

●議長

三浦議員。

●3番

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保など、国が責任を果たす上で重要

な制度ですが、2005年に小泉内閣の「三位一体改革」によって負担率が1/2から1/3へと減らされました。へき地校が多い北海道では、この制度の堅持と国の負担率を元の1/2に戻すことは喫緊の課題です。

また、生活保護費が段階的に削減される中、「就学援助」を受ける子どもたちにも影響を及ぼす恐れがあります。

今年度、奈井江町では、町独自に小学校3年生において、35人以下学級を実現しましたが、これも本来は国によって賄われるべき費用であります。

このように、国庫負担率が低い状況では、住んでいる地域や、家庭の経済状況によって、子どもたちの教育環境に格差が生じることが懸念されます。

以上のことから「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への」復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充、就学保障の充実」を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣に要請するものであります。

各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

●議長

おはかりします。

請願第1号、請願第2号は、奈井江町議会会議規則第90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号、請願第2号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

おはかりします。

只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第1号、請願第2号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、6月18日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号、請願第2号については6月18日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

6月18日は、議案調査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案調査のため6月18日は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれにて散会と致します。

なお、19日は10時00分より会議を再開致します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(13時52分)

平成26年第2回奈井江町議会定例会

平成26年6月19日（木曜日）

午前9時59分開会

○ 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 議案第10号 定住自立圏形成協定の締結について
- 第3 議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第4 議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第5 議案第9号 奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第6 議案第8号 町道の路線廃止及び変更について
- 第7 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について
- 第8 請願第1号 規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書
- 第9 請願第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願書
- 第10 意見案第1号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書
- 第11 意見案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 第12 会議案第1号 議員の派遣承認について
- 第13 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第14 調査第2号 所管事務調査の付託について

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤 共子	2番	石川 正人
3番	三浦 きみ子	4番	大矢 雅史
5番	森岡 新二	6番	森 繁雄
7番	笹木 利津子	8番	森山 務
9番	鈴木 一男	10番	堀 松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北 良治
副町	長	三本英司

教 育 長	萬 博 文
会 計 管 理 者	篠 田 茂 美
ま ち づ く り 課 長	相 澤 公
く ら し と 財 務 課 長	小 澤 克 則
ふ る さ と 振 興 課 長	碓 井 直 樹
お も い や り 課 長	馬 場 和 浩
ま ち な み 課 長	大 津 一 由
健 康 ふ れ あ い 課 長	小 澤 敏 博
や す ら ぎ の 家 施 設 長	表 久 義
教 育 次 長	山 崎 静
く ら し と 財 務 課 長 補 佐	秋 葉 秀 祐
教 育 委 員 長	堀 美 鈴
農 業 委 員 会 会 長	桑 島 雅 憲
代 表 監 査 委 員	中 野 浩 二

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	岩 口 茂
庶 務 係 長	栗 山 ひろみ

（9時59分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第2回定例会、最終日になりましたが、出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で定足数に達しておりますので、会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番森岡議員、6番森議員を指名します。

日程第2、議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第2、議案第10号「定住自立圏形成協定の締結について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

それでは議案書の39頁をお開き下さい。

議案第10号「定住自立圏形成協定の締結について」

滝川市及び砂川市との間において、定住自立圏形成協定を別紙のとおり締結することについて、奈井江町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月17日提出、奈井江町長。

本件につきましては、滝川市及び砂川市を中心市とし、中空知5市5町の圏域全体で連携を図り、地域振興の発展を目的とする、定住自立圏の形成を図るため、協定を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

定例会出席大変お疲れさまです。

それでは私の方から、定住自立圏の形成に関する協定書の内容について説明をさせて頂きます。

議案書の40頁をお開き下さい。

本協定につきましては、第1回定例会において、「定住自立圏の形成協定の締結等に当たっては、議会の議決すべきこととする」としたところであり、今回、滝川市と砂川市を「複眼型の中心市」とする「定住自立圏の形成に関する協定書」の締結を行いたく、議会に提案するものでございます。

国の制度上、奈井江町は、中心市であります滝川市と砂川市の2市と協定書を結ぶこととなりますが、中空知5市5町が、今回提案した同じ協定書の内容で協定を結ぶ運びになっておりまして、単に2市との連携に留まらず、広く5市5町での、振興、発展を図っていくとの考えでございます。

具体的には、第3条において、「連携する政策分野」について定めており、同条第1項第1号の「生活機能の強化に係る分野」では、議案書42頁をご覧頂きたいと思いますが、医療、福祉、次に43頁から44頁にわたります教育、産業振興、環境分野となっております。

45頁をお開き下さい。

次に、第2号で定める「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」においては、地域公共交通、道路等の交通インフラの整備、交流・移住促進、次頁にわたりますが、ICTインフラの整備となっております。

最後に、第3号「圏域マネジメント能力の強化に係る分野」では、人材育成を掲げてございます。

今後の予定と致しましては、中空知5市5町での議会議決がなされましたら、7月に協定書の調印を行い、8月には、「圏域共生ビジョン懇談会」が開催されまして、これは、中心市から5名ずつ、連携市町から2名ずつの26名に、有識者ということで大学の先生1名に座長を迎えて構成し、今回、提案を致しました協定分野に基づき、具体的な取り組みについての協議を行う予定になってございます。

なお、中心市の役割、負担が大きいとの観点から、定住自立圏への財政措置額についても一部変更がなされております。

中心市は4千万円から8,500万円に、ただし、中空知の場合については、複眼型ということになってございますので8,500万円を2市で按分するような形になってございます。

連携市町については1千万円から1,500万円に増額になっており、いずれも特別交付税で措置される予定になってございます。

以上、「定住自立圏形成協定の締結について」、説明を致しました。

よろしく審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

三浦議員。

●3番

総務省は当初、中心都市4千万円、連携都市1,000万円としていましたけれども、平成26年度以降はそれぞれ8,500万円、1,500万円に増額しました。

今説明されたとおりですけれども。

連携都市が1.5倍になったのに対し、中心都市は2.125倍とその差が広がりました。

そのため、連携都市と中心都市との比率は1:4から1:5.7に広がっています。

この後、更にこれが広がるようなことがあれば、地域間格差がますます広がっていくと思います。27年度以降の特別交付税の見込みについて伺います。

次に、特別交付税の財源支援は、全て、協定書やビジョンに関わる用途で使われるの

か。また、基金として積み立てて必要に応じて使うということは可能なのか伺います。

3点目として、総務省の要項では「定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項」として、「定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする」としてありますが、合意形成のために、どのようなことを行ったのか伺います。

4点以下は、別表に関してです。

まず、別表1に関して、1つ目、1の(2)について、砂川市立病院との病病連携は今までどおりの連携が続くと考えて良いかどうか。

2の(1)について、「地域活動支援センター」「相談支援事業所」「障害児支援事業所」の3機能の所在地はどこになるか。

3の(1)について、教育内容充実のための「各種事業」とは具体的にどのようなものか。また、「拠点施設」とは具体的に何を指すのか、伺います。

別表2に関して、1の(1)について、「バス路線の維持確保」とは、中央バスのことを指すのか、それとも各地のコミュニティーバスも含むのか、その点伺います。

3の(1)について、「交流及び移住のための施設」とは、どのような施設を考えているのか。

以上、質問致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

三浦議員の質問にお答え致します。

1点目の財源措置の関係ですが、平成27年度以降についても、今のところ、特に総務省からの表明はございませんので、8,500万、1,500万ということの措置になるのかなというふうに思っております。

格差の関係でございますが、中心市が、制度の性格上、中心市が定住自立圏構想の事務局を担うとともに、共生ビジョン策定にあたっての経費も中心市が負担することとなっております。

また、取り組む事業についても、中心市の負担が多いということの現状を総務省として捉え、増額になったということでございますので、ご理解を頂きたいと存じます。

次に、財源の使途でございますが、特別交付税ということで措置をされますので、特別交付税は、あくまで一般財源としての分類になろうかと思っております。ただ、強いて申し上げますならば、基金に積むということではなく、定住自立圏の事業で使われるものという考えでございます。

3点目の住民合意形成のためのということでございますが、現段階では、住民周知に主眼を置いた取り組みが必要ということで、奈井江町においては、既に、広報ないえの

2月号で、定住自立圏構想の制度と中空知で取り組む場合についての周知をさせて頂いたところでございます。

また、この後ですね、議決を頂いた際には、町のホームページ等々で協定書の内容について周知をして参りたいと考えてございます。

中心市で、総務省の方に問合せをし、確認を行いながら取り進めている一方で、他圏域の先進事例についても勉強しながら、取り組んで参りましたが、同様のですね、やり方で住民周知に、まずは主眼を置いてというようなやり方をしているところでございますが、今後、策定するビジョンについては十分な住民周知に努めたいというふうに考えてございます。

次に、4点目の質問で、それぞれ事業の関連ということでご質問を頂きました。

協定書についてはですね、こういう項目について協議を進めましょうということの位置付けで、大括りで記載をした内容になっておりまして、具体的な取り組みを記載をしてございません。

これはですね、他圏域の先進事例でもそうなんですが、この後に開催します共生ビジョン懇談会で広く意見を出してもらうためでありまして、具体的なものについては、ビジョン懇談会にて議論されて策定していくものでありますので、今の段階で、ご質問のあったそれぞれの詳細については申し上げられないということをご理解頂きたいと思えます。

ただ、砂川市立病院との病病連携につきましては、補足をさせて頂きますと、市町長の会議におきまして、定住自立圏に取り組んだ結果、現在それぞれの町が行っている取り組みに不都合が生じるようなことは一切あってはならないということの申し合わせもなされているところでございますので、砂川市立病院との病病連携については、今まで通じ続くものという理解をしてございます。

よろしくお願い致します。

●議長

三浦議員。

●3番

別表に関して、細かいことについてはこれからだということなので、本当に、奈井江町民にとって、利益になるような交渉といいますか、それを進めて頂きたいと思えます。

その他につきましては、町長に質問したいんですけども、政府は、道州制を国会に提出する機会を伺っています。

町長の一般行政報告にもありましたが、全国町村会が「新たな集権体制を生み出し、大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大し、市町村合併が事実上強制されることを危惧する」として道州制に反対しています。

この定住自立圏が、道州制に結びついていくのではないかとということが懸念されています。

一方、今国会で成立した地方自治法改正では、地方の人口20万以上の市を中心とし

て位置づけ、周辺市町村との新たな圏域設定を進め、更に、地方公共団体の事務の一部を、他の地方公共団体の長などに管理・執行させることができるようになりました。

これからの自治体は、単独で一人前である必要はないと。施設やサービスは「広域連携」して提供できれば良いという方向です。

このような制度改革と一体で進められているのが定住自立圏です。

このようなことから、以下の2点について町長に伺います。

まず、定住自立圏は、特別交付税の他に、補助事業の優先採択、地域活性化事業債の充当など、財政優遇がなされます。

このような優遇策と引き換えに、各自治体の自主性が低下させられることはあってはならないことだと思います。

言うべきことは言う、ダメなものはダメとはっきり主張する姿勢を今まで通り堅持して頂きたいと思います。

次に、協定に関わる論議が、先程の説明では、これからだということなんですけれども、論議の過程についてもですね、できうる限り、知らせていって頂きたい。

その2点について、町長の意見を伺いたいと思います。

●議長

町長。

●町長

今の三浦議員の質問でございますが、定住自立圏によって、この会議については何回も開きました。

事務局会議も開きましたし、市長町長会議も、中空知全域で5市5町でございますが、会議を開きました。

今、三浦議員がおっしゃるとおりですね、これが道州制に繋がることでは絶対だめですよということと、合わせてですね、合併を前提としない。したがって、地域間の機能をいかに充実していくかということで、これらを推し進めていきたいという前提の中で賛成をしたことも事実でございますし、そういう懸念はありません。

したがって、今お話ありましたように、道州制に結び付くかということでございますが、これは、道州制は道州制で別な形でやっていきますから、それに最終的に結び付くようなことは絶対あり得ないし、我々はそれについては反対しておりますから、このことは明確でございます。

いずれに致しましても、今後の取り組み等については、住民に知らせながら、全くそのとおりでございますして、住民に知らせながら、論議を交わしながら、一方的な方向に持っていかないように、そして格差のできないような形をいかにとっていくかと。

ただ、地域間連携、連携は大切でございます。

このことについては、決して主体性が中心市にあるというものではありませんよと。連携はあくまでも、地域が公平で平等でなければ、格差ができてはいけないということ前提にして論議されておりますから、このことを承知の中で、中空知の場合は、この

定住自立圏構想について、賛意を表したということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

三浦議員。

●3番

今ほどの答弁で、安心してお任せ出来るかなと思ったんですけども、本当に、昨今の、道新もそうですし、プレス空知もそうですし、市町村が消えてしまうのではないかとか、消滅するのではないかとかっていう、そういう記事が増えてますので、住民はものすごい不安感を持っていると思うんですね。

ですから、そうならないように、進めていって頂きたいと思います。

終わります。

●議長

他にございませんか。

鈴木議員。

●9番

皆さん、改めて、おはようございます。

出席、お疲れさまでございます。

今ほど、三浦議員から定住自立圏の形成に関する締結についての質疑がございました。

今ほどは、非常に、細部にわたりながら、大局的な観点の質疑があったかと思いますが、私の部分で、多少、重複するところもあろうかと思いますが、お許しを頂きながら、質疑をさせていただきます。

担当課長から説明の中で、まず、ビジョン懇談会で奈井江町は2人出しながら、全体で26名ということで、ビジョン懇談会を開催して、甲の役割、乙の役割等々について議論をしていきたい。

具体的なものを議論をしていきたいと、こういう説明でありましたけれども、奈井江町は2人出すのであれば、どのような方を選定されていくのか、この点についてまず1点伺いたいと思います。

それから、これも課長から説明がありましたから、別表第1から第3まで、それぞれ、このように記載されておりまして、これが5市5町、全体同じものを実は記載をして、議論をしていきたいということでございました。

何回か、定住自立圏構想についての書類等々、全国の例を類似したものを見させて頂きますと同じ協定を結んだ町の同士でも、それぞれ特色のある事業を含めないのかということで、あったものを記憶しておりますが、例えば、奈井江町は、旧産炭地の方に、分類されると思うんですね。

で、一方、雨竜、浦臼は、純農村地帯というようなことからすると、特色をもったものも検討していかなければならないと思いますけれども、この点についての、乙の役割、甲の役割についての具体的なものが検討されないのか、このことについて伺います。

それから、もう1点は、私これを見させて頂いて、先ほど、砂川市立病院が二次医療とのことが、はずれていかないんだよねというような質疑がございました。

そのことは、今も奈井江町立病院と砂川市立病院で病病連携を取られておりますから、既存な形であるわけですよ。

したがって、そういったものが、含めてですよ、今やっていることを、例えば1,500万、向こうの8,500万を使って、今、やっていることを、拡充する、もしくは、充実するということなのか、新たに違うことを発想しながら、新たに事業展開をしていくのか、この点がちょっと分かりづらいんですよ。

このことについて、伺いたいと思います。

最後に、町長に伺いたいんですが、私、中空知広域圏一部事務組合に議員として派遣されておまして、田村理事長と、先ほど町長がおっしゃった、表現として適切でないかもしれませんが、中心市だけ発展するのではなく、一体となって、周辺という言葉は使いたくないのは分かるんですけども、その点が、そうであってはいけないよということで、田村理事長もそうですねということで、確約を取りましたし、町長もそのようなお考えであります。

それから、広域圏とこの協定を結んだ定住自立圏の組織、これが屋上屋になってはならないということで、理事長もお答えになっております。

私も、同じことをやるのに、組織が沢山あっても、どうにもならないという危惧をずっとしておりましたから、この点について、確認をしましたので、そうはならないと思います。

だけでも、先ほどの説明で、中心市だけではなく、協定を結ばない、他の2市と奈井江町以外の町村と、市町と、事業を行っていくのであれば、これが一体どうなるのかなという思いの中で、やはり金額的には少ないです、原資は少ないんですけども、新たに、原資を持ち合って、こういうことをやろうじゃないかという発想も大事ではないかと思っておりますけれども、この点について町長に伺いたいと思います。

以上です。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

それでは、鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の奈井江町から選出するビジョン懇談会の委員ということでございますが、現在のところ、まちづくり町民委員会の中から選考したいなという考えでございます。

2点目の特色を生かしてということでございますが、まずは、今回、ご提案をした分野で、協定を結びたいという考えでございます。

それで、今後の開かれるビジョン懇談会の中の議論の中で、もっとわが町のこの部分とか、わが市のこの部分をというものが出てきましたら、それぞれ協定書の内容についても、必要に応じて変更というところが出てくるのかなというふうに思っていますが、まずは、ビジョン懇談会の中での話し議論を中心に、我々としても考えていきたいというふうに考えてございます。

3点目の質問でございますが、今回、ご提案をさせていただきました政策分野については、その多くが、なにがしか既に取り組んでいる事業でありますので、今後、拡充をしていきたいという考えでございますが、4点ほど新たにというものがございまして、その紹介をさせていただきますと、まず、42頁の1、医療の(2)圏域医療体制の充実です。

2つ目が、43頁の一番下になりますが、4、産業振興の鳥獣被害防止対策です。

続きまして、45頁一番上の6、防災です。

最後が、46頁の一番最後にあります人材育成ということで、4つの点が新たな取り組みとして議論をしていこうというものでございまして、よろしくお願い致します。

●議長

町長。

●町長

鈴木議員の質問にお答えして参りたいと思っておりますが、大きく分けて2点かと思っております。

1つは、中心市のみ的发展かと、こういうふうにみられる。まさに先ほどお話がありましたように、格差が出来るということも含めて、私は中心市ということ、言葉自体が問題があるという話を総務省に申し上げました。

総務省に申し上げました。

総務省自治行政局ですが、お話申し上げまして、滝川に講演に来た時には、それをきちっと修正しておりまして、構成市町だという言葉を変えていたようでございまして、いずれに致しましても、中心市のみ的发展で、圏域全体の发展をどうするかと、そして知恵と工夫を出しながら、人口減少の中におきまして、その機能をどう発揮していくかということで、発展に結び付けていきたいと、こういうふうに考えているところでございますし、今一つは、広域圏との関係でございまして、屋上屋になるのではないかと、この話でございます。

形としてはそういう形、ならざるを得ない面も出てくると思っております。

したがって、これらをどうするかと、新たな発想で、今、議員のお話ありましたように、問題点があれば、この点について、組織の上に組織があると、組織が別組織、2つもあるということのないような形で、どのようにもっていくか、これからの検討課題だということに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

別の組織であっても、屋上屋になる可能性がありますから、そういうことも含めて、やりながら、やはりこれを検討していかざるを得ない面も出てくるだろうと、こういうふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

予算を持ち寄って、ただですね、定住自立圏は、定住自立圏として、逆に、奈井江と、例えば砂川とだとか、浦臼だとか新十津川だとか、広域連合がございます。

こういったことも含めながら、新たな発想として、予算を持ち寄りながら、考えることもありうるとこう思います。

それは、決して定住自立圏に捉われることなく、広域連携をどう発展させていくかということも含めて考えていく必要があるんだろう。

人口減少傾向と合わせて、財政が非常に困難になってくるということも含めて、全般にやはり考えていく必要があるだろうと、こういうふうに考えております。

ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とします。

●議長

鈴木議員。

●9番

町長分かりました。

大変大事なことで、中空知広域圏だけではない、定住自立圏に基づく組織だけでもない、今やっている広域連合も含めて、ゴミもそうですよね。そういったことも可能な限り新たな発想で、もとえ財源を持ち寄ることも可能であればという答弁でしたので、是非、少子人口減少に対応しうる、まちづくりに向けて頑張って頂きたいと思います。

以上です。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

修正ですね。

9番。

●9番

大変皆さん申し訳ありません。

先ほど、町長への質問の中で田村理事長と申し上げましたけれども、前田理事長の間違えでございますので、修正して頂きたいと思います。

以上です。

●議長

分かりました。修正を許可します。

それでは続けます。

日程第3 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時30分)

●議長

日程第3、議案第6号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の32頁をお開き下さい。

議案第6号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について」

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

平成26年6月17日提出、奈井江町長。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を次のように変更する。

本件につきましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散脱退、ま

た道央廃棄物処理組合の加入に伴いまして、この組合規約の一部を変更しようとするものでありますので、よろしくご承認を頂きたいと思えます。

なお、地方自治法の規定により、総務大臣の許可のあった日から、これを施行しようとするものであります。

よろしくお願いを致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時32分)

●議長

日程第4、議案第7号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 33 頁をお開き下さい。

議案第 7 号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成 26 年 6 月 17 日提出、奈井江町長。

北海道市町村総合事務組合の規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

本件につきましては、先ほどの件と重複するところがありますが、上川中部消防組合及び伊達・壮警学校給食組合の解散脱退、また道央廃棄物処理組合の加入、更には、上川中部消防組合の解散によりまして、鷹栖町、上川町の消防団の単独組織が設立されることに伴う加入、赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合の構成団体として加入することに伴う脱退、北海道市町村総合事務組合規約の別表の変更について協議をするため、提案するものでありまして、この案件につきましても、総務大臣の許可の日からこれを施行しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第5、議案第9号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

36頁をお開き下さい。

議案第9号「奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」

奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成26年6月17日提出、奈井江町長。

本計画につきましては、新規事業の実施に伴い、奈井江町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更しようとするものであります。

詳細について、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

それでは、議案第9号について、説明を致しますので、定例会資料の9頁をお開き下さい。

「2. 産業の振興」「(2) その対策」では、⑩として、「老朽化が進んでいる観光施設等の改修を行い、施設の長寿命化を図る」を追加してございます。

「(3) 計画」では、表内に「(9) 過疎地域自立促進特別事業」として、「排水機場維持補修事業」と「観光施設維持補修事業」を追加しております。

「4. 生活環境の整備」、「(3) 計画」の表内にあります「し尿処理施設」として「石狩川流域下水道組合汚泥等受入施設建設事業」を追加してございます。

10頁をお開き下さい。

「7. 教育の振興」、「(2) その対策」では、「⑭老朽化が進んでいる保健体育施設等の改修等を行い、施設の長寿命化を図る」を追加し、「(3) 計画」の表内において、「(9) 過疎地域自立促進特別事業」として、「公民館維持補修事業」と「保健体育施設維持補修事業」を追加してございます。

11頁をご覧下さい。

「8. 地域文化の振興等」、「(3) 計画」において、表内に「(2) 過疎地域自立促進特別事業」として、「文化ホール維持補修事業」を追加しております。

資料の12頁では、今ほど説明を致しました事業の一部を一覧表として再掲載している頁になっておりますので、それぞれご覧頂きたいと存じます。

以上、6事業に関わります過疎地域自立促進市町村計画の変更について、説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時38分)

●議長

日程第6、議案第8号「町道の路線廃止及び変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の35頁をお開き下さい。

議案第8号「町道の路線廃止及び変更について」

次のとおり町道の路線を廃止及び変更するため、道路法第10条第3項の規定により、町議会の議決を求める。

平成26年6月17日提出、奈井江町長。

記と致しまして、1つに廃止する路線は、路線番号26番、路線名が20号東線（イ）であります。

これは、起点が、奈井江町字茶志内1972番地2、終点が、奈井江町字チャシュナイ1032番地38であります。これを廃止しようとするものであります。

本線につきましては、道路敷地が全て民有地であります。

現道は営農に必要な耕作道の利用を行っているところであり、維持管理を行っている実態、将来の整備計画もなく、今回、土地改良事業において、耕作道が整備されまして、営農上の支障が生じないということから、廃止をしたいというものでありますので、よろしく申し上げます。

次に2の変更する路線であります。路線番号20番の18号西線（ロ）。

これは、起点が、奈井江町字チャシュナイ1040番地193、終点が、奈井江町字チャシュナイ1040番地359であります。この終点を奈井江町字チャシュナイ1040番地115と改めるものであります。

本線につきましては、平成26年度に換地処分を行おうとしておりますが、高島南地区及び高島北地区の道営ほ場整備事業の関係のこの区域内にある18号西線（ロ）の、未供用区間の敷地がございまして、現道が存在せず、長年にわたりまして隣接する土地所有者が一体的に管理をしていたということであり、また将来的にも道路の整備計画を持たないことからこれを除外しようというものであります。

次に路線番号178、東1条通り（ロ）であります。起点が、奈井江町字奈井江町73番地で、終点が、奈井江町字奈井江町73番地3（右）ということなのですが、これを、起点を、奈井江町字奈井江町67番地（右）から、奈井江町字奈井江町70番地2（右）というような形で改めたいというものです。

本件につきましては、交流プラザみなクルの建設に伴いまして、今まで、町道として利用しておりました路線の一部がご承知のとおり駐車場用地という形で利用されております。

そのことに伴いまして、起点と終点それぞれ見直しをし、変更しようとするものであります。

以上、町道の路線廃止及び変更についてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第8号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 推薦第1号の上程・説明・採決

(10時42分)

●議長

日程第7、推薦第1号「農業委員会委員の推薦について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(推薦第1号)朗読

●議長

おはかりします。
農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員に
大関光敏氏を推薦したいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員会委員に大関光敏氏を推薦することに決定しました。

日程第8、9 2請願の報告

●議長

日程第8、請願第1号「規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書」

日程第9、請願第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願書」

以上、2請願を一括議題とします。

2請願書につきましては、まちづくり常任委員長より、審査報告書が議長に提出されております。

常任委員会報告書について委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

まちづくり常任委員会の審査報告を致します。

6月17日本会議において付託されました、請願第1号「規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書」及び、請願第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願書」の審査を、17日 役場3階議員控室にて委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

補佐人として、請願第1号については、新砂川農業協同組合奈井江支所長 林 尚行氏、請願第2号については、北海道教職員組合奈井江支会 書記長 つるた むねはる 鶴田 宗春 氏が同席され、紹介議員からの現状等の説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、採択すべきものと決定致しました。

なお、請願の採択に伴う意見書(案)につきましては、「規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書(案)」、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)」につきましても、審議したことをご報告申し上げます。

以上、まちづくり常任委員会の報告と致します。

請願第 1 号の討論・採択

●議長

請願第 1 号「規制改革会議意見書の取扱いに関する請願書」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第 1 号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本請願は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

請願第 2 号の討論・採択

●議長

請願第 2 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願書」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第 2 号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本請願は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 10 意見案第 1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時48分)

●議長

日程第 10、意見案第 1号「規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第 1号) 朗読

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第 1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第 11 意見案第 2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時50分)

●議長

日程第11、意見案第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第2号) 朗読

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第12、会議案第1号の上程・説明・承認

(10時54分)

●議長

日程第12、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号) 朗読

●議長

本案は、提案のとおり承認することにしたいと思います。

なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任願います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

日程第13、調査第1号の上程・説明・付託

(10時56分)

●議長

日程第13、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第14、調査第2号の上程・説明・付託

(10時57分)

●議長

日程第14、調査第2号「所管事務調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(調査第2号)朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。
平成26年奈井江町議会第2回定例会を閉会します。
皆さん大変、ご苦労さまでした。

(10時58分)